



仕事があるんじゃないか。第一は、労働使の問題に關し、あるいは労働運動に關しまして法律秩序を確立する、基本的な権利を保護してやる、さらに経済的、社会的な進歩に役立つかどうかの環境なり条件を作つてやる、これが政府のやるべき第一の仕事だと思ひます。第二番目に、そういう点からいまして起つて参りますものは、この法律の制定、規則を作るということ、さらに労働使の問題に対する調停というふうなサービスを提供するということが政府の役目だと思ひます。第三番目に起つて参りますものは、労働分野におけるところの調査研究というものがあつたと思ひます。第四番目に、労働教育活動を推進する。直接自分で行くのではなくて、それを助成していくという仕事が政府の役割じゃないか、こういうふうなことが、民主的な國家におけるところの政府のやらなくちゃできないところの仕事ではないか。そういう観点から見ました場合に、今日の日本では、大体法律の制定とか、規則を作る、あるいは調停というふうなサービスを提供することは、一応軌道に乗つておる仕事ではないか。残されておる大きな問題として特に今後力を入れなくちゃいけないものは、いわゆる調査研究という問題、教育活動という問題、これはやはり日本の現状において特に必要な問題ではないかというふうに私は考へます。日本の戦後の労働運動の特性ということもありましようが、今日私どもから見ました場合に、労働組合というものは、大体労働者の四割近いところの者で組織されておるし、数字的には一応先進國家の水準にきておる。問題は、これ

からさき實の向上ということが大きな問題になっておると思ひのであります。もう一つあります点は、日本の産業構造という点からいまして、どうしても中小企業の方につきましては、使用者の労働問題に対するところの認識が浅いという点があるんじゃないか。この二つの問題が残されておる問題として取り組まなきゃならぬ問題になっておる。こういう点を私も見ました場合に、労働争議というものが、この数年間は、年間千二百件から千三百件という労働争議が起つておる。これを争議に入つていく過程から見ました場合に、十分団体交渉を尽くしてやむを得ずして争議というところの手段に入つていくのかどうかという問題が一つあるのであります。それから第二番目には、調停機関にかつておるという場合において、何かこうあらかじめ日程表が作られておつて、その調停機関で調停が行われておる間にもストというふうな圧力をかけてくるという行き方が行われておるといふ点であります。この点は果して現状でいいかどうかという問題があるんじゃないかと思ひます。もう一つは不当労働行為という問題、これは主として経営者側の問題です。不当労働行為として地労委なり中労委に出て参りますものを見ますと、多くの場合において使用者側が現在の労働法規とか近代的な労働関係というところに対する理解が薄いために起つておる問題がある。これが大体四百件を前後する状態。そうしますと一日に一件ない二件という不当労働行為が毎日行われておるといふことになってくるんじゃないかと思ひます。これは表面に出ましたばかりで、

おそろくまだ泣き寝入りをしてゐる問題も相當あるんじゃないかと思ひます。こういう点からいまして、そういう場合においてどうしても使用者の方に對する一つの教育がやはり必要じゃないか、こういうふうな考えられます。もちろんこれについてはいろいろな原因があるでしょう。日本の労働運動の歴史が浅い、あるいは日本の全体の民主主義に對する理解なり認識というものが、あるいは日本経済の特殊の構造という問題があるだろうと思ひます。これは私はある程度やはり教育というものによつて、あるいは調査研究をやることによつて、どういふ点を直していかねばならぬかという点がつきり出てくるだろうと思ひます。そうすると、そういう問題は政府自身が直接やればいんじゃないかというところ、あるいは民間の団体にまかしておつてやることはできないかという問題にかつてくるんじゃないかと思ひます。そうしました場合に、政府ばかりにまかしていくということになりますと、どうしてもこれは法律中心の取り扱いになつてくるんじゃないか。最近石田さんがおなりになりましたが、あるいはその前の倉石さん、松浦さんの場合も、どうしても法規の解釈ということが問題の中心になつてくるので、その点は政府ばかりにまかせておくべきではないというふうに考へる。第二に、政府がこういう労働教育とか調査とかいうことをやりますと、どうして目先のことにとらわれていくというところ。同時にその教育というものが何か上から押しつける教育というふうな感じを持たれる点があるので、これは政府だけにまかせておく問題で

はない分野がある。民間にまかせるのも一つの方法ですが、残念ながら日本の労働組合なり使用者団体にかした場合にはそれがうまくいくかどうか。戦前のごときですと大原さんのような、ほんとお金を出して對して労働問題を研究することに注文をつけないというふうなことが行われますが、日本の経営者といふものはそれほど太腹で、それほど資力があるような経営者を見つけないことができないように思ひます。どうしても私は政府がやるべきでない点は、政府が何らかの形において十分にやらせるものというものが要るんじゃないか、そういう意味において、私はこういうふうな日本労働協会といったものができることは、日本の労働関係、労働運動の発展に寄与するところの性質のものである、こういうふうな思ひますが、そういういたしました場合に、一体日本労働協会というものがそういう役割を果すような仕組みになつていくかどうかということ、この法案の具体的な問題になつてくる点じゃないかと思ひますが、これは政府がそういうものを作らしてやるという場合に、財政的な問題、それから機構なり人的構成という点、こういう点でどれだけその団体に對して活動を行ひ得るところのものを与え得るかということが検討されるべき問題ではないかと思ひます。第一番の財政の点でございしますが、この点につきましては年度の法案を讀みますと、大体日本経済の基礎を強化するためにとつてあります金のうちから二十億の基金を出し、大体その利子として上りますところの年間九千万円というものでおやりになるという。こ

れは私は政府としては少し上出来だつたと思ひます。率直に申し上げまして、なかなか保守党政府は労働問題なんかにお金を使うということはおやりにならない傾向が強かつたが、経済基礎を強化するといふ点においてこういうところにお金を使つていくというところを考へては、保守党政府としては少しできがよ過ぎたといふことがいえるんじゃないか。しかし私から言わせれば二十億では足りない、もう十億くらいお出しになつたらどうか。三十億あれば大体年間一億五千万、月千二百万円のお金を使えるからかなりの仕事ができると思ひますが、この金は補助金でやるよりも私はいいと思ひます。補助金でやるということでありまして、どうしてもそれぞれの役所からいきますと、政府の言う通りにならないような団体には補助金を減らすということが往々にして行われがちでありますから、基本的な金をお出しになつてまかせるといふことであれば、その方が政府のひもがつかない行き方ではないか。もちろんそういうことになりまして、あるいは金額がきまつてゐるから仕事に限定されるんじゃないか。しかし仕事に限定されることよりも、私はまだ基本がしっかりしてゐる方が役に立つんじゃないかと思ひます。第二番目には人事の問題であります。この人事の問題を見ました場合に、重心がどこにあるかということになりますと、会長と評議員会、この二つの点に重点があります。この会長と監事というものは労働大臣が任命される。理事は会長が選任になつて労働大臣の認可を得て任命するといふ形に

なっている。私は会長と理事というものはやはり一体であるべきだと思う。従って自分の補佐をする人間というものは会長がお選びになって差しつかえない、むしろその方が一体としての仕事ができるというふうに思います。そこで問題は会長を大臣が選ぶのいいかどうか、ほかの方法がないかということがあります。私はやはりこの点については、大臣が適材をお選びになるということなら、やはりまかしてしまふ以上は自分の信頼できるところの会長を選ぶという事で一向差しつかえないと私は思う。むしろその方がいいというふうに考えます。第二番目には評議員会です。評議員会というものは諮問機関であります。労働問題に公正なる判断をすることができるところの学識経験者を選ぶということになっており、この会で重要な事項が審議される。実は私も東京都労働教育諮問委員というものを仰せつかってやっておりますが、これは三者構成という形になっております。そこで大体三月に一回だけ会の計画というものを諮問を受けてきまして、そこで運営するということになっておりまして、会長がもし独断専行で変な方向に持っていくという場合においては、重要事項が評議員会で決定されるということになれば、会長の行うところの仕事というものは評議員会で大体大きなワタがはまってくるからして勝手な行動はできなくなってくると思えますので、この点において評議員会が大きな役割を果たすことができるのではないかと。こゝういふふうには私は見て参りますが、これは表面のつらだけを見て参りました、私の考えからくるのでございませ

で、どうしても私として最後に条件と申しますか、こういうことを聞いていただきたくと思ひますことは、協会というものの対して政府があくまで自主性を与えるという点に力点を置いていただきたい。そのためには、会長の人選というものをよほど注意していただかなければならぬ。ここにいろいろな制約がありますが、それ以外に私望みたいことは、一党一派に偏しないところの人物を選んでいただきたい。会長になる人でございませうならば、自民党の場合においては、社会党ともよく連絡がつくといひますか、理解してもらえるような人物、もし社会党の天下の場合においては会長をお選びになる場合においては、保守党との話し合いがついて理解ができるような人であつてほしいということでありませう。特に労働関係から申しました場合においては、やはり自民党の場合でありませうと経営者の団体と仲がいいと思われがちでありますから、そういう場合においては、やはり労働組合側からも広く支持されるように、社会党の場合にはむしろ逆のことを望みたいわけでありませうが、そういう幅の広い、一党一派に偏しない、党派心の少ない方を選んで会長に任命していただきたい。そういう方におまかせするという態度をとつていただくことが大事ではないか。評議員会の場合においては、私は三者構成ということと申しませんが、三者構成といふことは申しませんが、でき得るだけやはり労働、使、第三者といひますか学識経験者の中から選んでくる、しかもそれらもやはり労働組合だけの立場、経営者の立場だけにとらわれることにならず、広い視野からものを見て

いく——私が言ひますならば、国民経済の立場であります。国民生活というものを考える人というものを選んでいく。それは三者構成という厳密な意味ではなく、現実的に三者構成という考へのもとに評議員会を作つていただくということが大事ではないかと思ひます。もう一つ、これはよいことであると思ひますが、ここにお役所の方もいふところから申し上げにくいところでありませうけれども、官僚の方は入れていただくたたくない。官僚の方を入れるということになりますと、日本の場合においては、役所と外郭団体の関係からして、どうしてもおまの注交が入ってくるから、おまの方に受けがよいような人がいくということになつてくるので、私は官僚の方は入れないでほしい。もちろんそう申しましたも、これは政府の金で運営されるのでありますから、財務関係とか、そういうふうなものについては、会計的な面においてそういう人が必要かと思ひますが、役人上りの人は入れてほしくないということでありませう。

最後に私申し上げたいことは、今日この委員会でも最低賃金の問題が出ております。私は、この最低賃金の問題がもし実行に移されるということになつて参りました場合において必要なことは、経営者、使用者に対するところの教育じゃないかと思ふ。これは一朝にしてできることではないし、政府がやるということでも、もしこの団体ができるならば、私は最低賃金の問題というものにまず最初に取組んでもいい。組合側からいたした場合には、中小企業というふうな場合には、最近労働組合側でも熱心にやっておりますけれども、できてはつづれば、できてはつづれという状態にありませう。そういう点におきまして、どうしても経営者に対するところの教育というものが大事になってくるし、同時に、こういう中小企業におけるところの組合の組織を推進していくということが必要である。最初に取り上げる問題といたしまして、こういう現実には労働関係が確立されておるところの大企業というふうなものよりも、むしろ未組織の分野、中小企業の分野というものが果すべき役割が大きいのではないかと。そういうことによつて労働使ともに信頼されるような仕事をまずやり、第一回の仕事というか、最初の仕事によつて協会のやるべき仕事の方向というものをはっきり打ち立て、労働使ともに信頼され、国民からも支持されるような仕事をやっていただきたいということ、まずこういうものができましてした場合においてはスタートを切つていただくならば、こういう協会というものは決して無用ではなくして、相当日本の労働関係の改善に役立つことができるのではないかと、こゝういふふうに考えて、私は根本的には賛成いたします。むしろさいせん述べましたような条件といひますか、希望というものをいれていただいております。願ひれば非常にけっこうじゃないかと思ひます。

問題になっておりますのは、結局研究ということと資料の整備ということなれど、その両者を合せまして研究という言葉で一括してみたいと思ふわけですね。今さらわが国の労働問題全般に対する研究が不十分であると言ふ必要は毛頭ないと思ひます。もちろん問題はこゝういふ協会であるかといふところにあるわけですが、その点についてはほかの方がおられますし、また御質問もあつたら申しますが、時間の関係もありませうので、研究者というところから申し上げてみたいと思ふわけですが、現在いろいろな労働問題が起つておりますが、それに対する研究が不足である、あるいは資料の整備が不足であるといふことは万人が認めるところだと思ひます。これは常識的にわかつていふばかりでなくて、専門的に申し上げてもさういふことであります。特に私が申し上げたいことは、客観的な研究の不足ということでございます。及び客観的な研究を行う素地が實際上ないといふことであります。その点から申し上げようとするわけですが、こゝういふようなことは実は私も学者の端くれといひまして、はなはだ言ひにくいことです。じゃお前今まで何をしておったかと言われますと、困ることなんですけれども、これは率直にそのう申し上げるより仕方がない。もちろん学界あるいは実業家というものがサボつておつたわけではないので、一生懸命やつておつたわけですが、労働問題の進展の方が早かつたということから、おそろくそのペースについていけなかつたのだらう、こゝういふような説明をすれば最も好意的な説明と云えるでしょう。そういうわけで、具体

的問題が起りました。結局確実な資料とか確実な判断の材料というものが無いわけですね。結局当てずっぽうの議論にならざるを得ない、これは皆さんが常にお感じになる点だろーうと思ひます。そういう常識的な点ばかりでなくとも、私は次のように考へておるわけですね。たとえばある争議が起つた、あるいは今度の私鉄争議が起つたというときに、私たちがいたしましてはその実態調査というのをしたいわけですね。現在まで実態調査がなされてないとは申しません。ところがこれも率直に申しまして、少くとも私にとつて納得のいくような、信頼性の置けるような実態調査というものはなはだ少いと言わざるを得ない、信用度が薄いということです。実態調査そのものの数が少い上に、少く行われた実態調査の信用度が少いと私は思つております。それからまた外国のことですが、これはもちろん外国のことを比較的に研究するということは、これは内國すなわちわが國の労働問題を解決する一つの参考資料という意味ですけれども、しかしいろいろな点で、少くとも資本主義においては先進國である國々のことを調べることは参考になるわけですが、その場合にもわが國における客観的な研究というのははなはだ不足しております。ちよつと例を申しますが——大学の先生らしくて少し固くなり過ぎたと思ひますが、たとえば同情ストという問題が去年起りました。これは支援ストとも言つておりましたが、あのときの新聞を見ても、同情ストが違法であるとか違法でないとかいふことをいろいろの人が論じております。外国では同情ストはど

こでも適法であるとされてゐる、こういうふうにいふあります。それは確かに全くそうである。しかしどういふ意味かと申しますと、それは刑事の問題で、同情ストをやつた、あるいは支援ストをやつたから刑事犯として引張つてくるというのではないといふことです。民事の問題としては、あれが債務不履行の問題になるかならぬかといふ問題については、イギリスの例を見て、これはもちろん、日本のように期間の定めのない雇用契約の場合同情ストをやつた——いや同情ストではありませんが、いかなるストでも、いわゆる抜き打ちストみたいな、日本でもやつてゐるようなストがあれば債務不履行の問題が起るわけですね。イギリスでは債務不履行の問題をなくしておいて、つまり日本的に申しますと、十四日の告知期間を守つておいて、それからストをするわけですね。ですから民事の問題というのはイギリスでは全然起らないわけですね。ところが日本では割合にそういう点がわかりませんで、あれは違法であるとか適法であるとかいふことを申しておる、私ちよつと横道になりますが、日本で同情ストを十四日前に予告してやつたら、これは裁判所泣かせの問題になると思ひますが、そういう例はたくさんあります。外国の例についての客観的な研究がなされてないといふこと。しかばなぜその客観的な研究が十分であつたかと申しますと、これは大体二つあると思ひます。それは研究者の主観あるいは世界観といふものが、この問題については非常に入つてきやすいわけですね。ですから実態調査をする場合にも、あるいは外国の本を読む場合にも、自分の都合のよいような結論をどうしてもとり

たくなる。わが國の争議を見てもそういう例はあるわけですね。それからまた外国の事情を見る場合でも、たとえば外国ではまるで死んでしまつたような議論、かつて行つたような議論を、少くともこういう議論もあるといふような格好で引張つてきますと、それはそれだけだといふふうと思われまして、あるいはまた全然先ほど申しましたように民事と刑事の問題をとりかへて、あるいはまたちよつとした片言隻句をとらえて、たとえばアメリカでも同情ストは民事的な意味において正当であるといふ議論が強いとか、それはそういう議論をする人はありまされども、それは正確ではない、すなわち研究者の主観といふものが入りやすいわけですね。しかももちろん学者あるいは研究者の立場といたしましては、客観的な認識といふことが第一番であります。それから物事が出発するといふことはだれも異論のないところでありまして、すべての人はそれをさうであらうとしてゐるわけですが、しかしさういふ非常にむづかしい点がある。しかしまた翻りまして、わが國の学者あるいは研究者の中でも、さうであつてはならない、労働双方に偏しない、偏しないといふことは客観的にできるかできないかといふ議論はありますけれども、少くとも客観的に、労働双方に偏しないので、結局は労働者の生活をよくしていく、國際關係も見ながらいふような立場の人が少数であります。少数ではありませんが、大多数がさうであつてほしいと思ひますが、さういふ人もおるわけですね。その

人たちがなぜ研究ができないか、一口に申しますと研究費と研究施設の不足なのです。たとえば私大に於いては研究費が、こゝには講座に対する研究費が、それも大学全体の費用としてプールされて、私のところにはびた一文も参りません。科学研究費といふものもありますが、これは額が非常に少いところへ持つてきまして、率直に申しましてシンの分け前と申しますか、まあウサギの分け前くらいなところのみが寄つてたかつて食つておるといふような見苦しい格好をしてゐるということですね。結局さういふような協會ができて、どういふ格好か知りませんが、委託研究といふような形で私たちに出示してもらへば非常にありがたわけですね。こんなことを申し上げてはあれですけれども、率直に申しまして、労働者側か経営者側に偏つてしまふば学者はきつめて簡単だといふわけでありますが、研究費の面から申しますと、さういふことをいさぎよしとしないうちの人数がおるわけですね。その点を一つ考へていただきたい。もちろんこの協會がどういふことをするかよく知りませんが、もしさういふことができたらしめていただきたいと思つたわけですね。

それからもう一点、これは労働問題全体に対して総合的な研究機關が欠けておるといふことです。私どもの例で申しますと、私は労働法ですが、たとえば労働法学者あるいは経済学者あるいは社会学者、心理学者といふようなものがそれぞれ特別のかたまりをなしてあります。お互いの連絡があまり行われていない。そこで私、こゝであつてはならないといふことを申し上げま

すと、労働法だけでやつておると、労働法だけで世界が全部わかつてしまふような氣持になる。たとえば農民問題なんかどこかにいつてしまふ。中小企業の問題なんかどこかにいつてしまふ。労働者の点からどういふ問題を抱へてゐないか。しかし私はさうあつてはならないと思ひます。さうでありますと、とてもないところから反響が参るといふことになる。これは学者あるいは研究者の世間知らずといふ言葉で現わされておるかもしれせん。しかし生活苦で生きるのがやつとで研究なんかとてもできないといふことで、今のようないふことでは無理はない。ですから総合的な研究機關ができるということ、これは前から望んでおりましたが、これから本協會がどういふふうにするかわかりません。

最後に一言申しますと、それは先ほど井上参考人が申されましたように、さういふような協會を國がやるというやうなことは、はなはだどうもおかしいことだと思ふ。しかし、ほかにそれではあるかと申しますとない、ちよつと考へられない。それから労働問題は非常にテンポで進んでおりますので、それに追いつていくといふ意味もあるわけですね。ほかの國では、労働双方がジョイント・オーガニズと申しますか、さういふものを作つてやつていく場合もあるわけですが、それが待てないといふ場合もあるかと存じます。さういふことで、私といたしましては、一応これを試みてみたかどうか、私個人といたしまして、もしかこれが充足して中立性を失うといふやうなことになると思ひましたら、こゝにおられま

す朝日新聞、毎日新聞、読売新聞に投稿いたしました、あれをつぶせという意見を出そうかと思っております。もしましたら、おそらく四十五人か五十人でやられるのでありましようけれども、自衛隊と違つて、つぶすこともそんなに不可能とは言えないだろう。ともかくもやっていたいだきたいと思っております。

はなはだ簡単であります、これが一応私の意見を終ります。

○森山委員長 次に朝日新聞論説委員江崎清君にお願いいたします。

○江崎清君 時間が限られておりますので簡単に申し上げますが、これから私が述べますことは、別に私の勤務しております朝日新聞の意見ということではなくて、私個人の意見とお聞き取り願います。

日本労働協会の目的に示されておる仕事につきましても、やはりこういうふうなものをとする団体が必要だろう、これはおそらく何人も異議がないと思ひます。ただ問題は、こういうふうな仕事をだれがやるか、あるいは政府ならば政府がやるか、政府の関与する仕事の範囲はどこまであるか、そういうことが問題になると思ひます。そこでこの日本労働協会は言うまでもなく経済基盤強化基金の中から十五億円の資金をとりまして、その六分の利子として九千万円をもとにして運用するわけでありまして、いわば政府が全額を出資して作るところの団体でありまして、それではその政府が全額を出資して作るところの団体が、ここにあげておるような仕事を全部やるということが果して適当かどうか、そういう問題が次に出てくると思ひます。その点につき

まして私が一つ希望したいことは、先ほど石川参考人も申されましたが、やはり労働問題についての公正かつ科学的な研究に当る、それからまた大学その他の研究機関に対して特定問題の研究を委託し、あるいは資料を収集していく、この面に重点を置いていたいただきたいということでありまして、と言ひますのは、日本では労働問題というのかなりやかましくなつておりますけれども、実際問題として考えますと、それについての実証的な研究というものが非常に少い。いろいろなイデオロギー的な理屈は相当多いのであります。が、実証的に日本の労働運動あるいは労働争議というものを調べてみまして、そこから何が最も大事であるか、何が最も基本であるか、そういうことについての反省なり研究が不足しているわけでありまして、またやろうとしてもなかなか金が出てやれないということでありまして、たとえば私も外国の基金を使って若干労働争議の実態調査をいたしておりますが、おそらく日本においてはどこからも労働争議の調査とか労働問題の調査とか、そういう実態的な調査につきまして金を出してくれるところはまずありません。組合ももちろんでございますが、使用者側もない。またそういうような金を使つてやることは、どちらかにひもがつきやすいのでなかなか困難だ。従つて当然日本で労働問題の実態的な調査を行つたならば、大体においてこれは外国の金であります。これは全体として日本の経済が貧しいということもありまして、しかし今後起るべきであります。労働問題の重要性を考えますと、これはやはり日本の金で、日本の

研究者によつて行われるのが望ましい、そういうふうな思ひわけです。そういういたしますと、おそらくここにあげておきます九千万円という金は、この協会の規模がどの程度になるかわりませんが、二十五条にあげておる全部の目的を達成するほどに十分であるかどうか、これは非常に疑問であります。おそらく実態的な調査研究ということをお考えするならば、もう少し金があつても足りない、もう少し金を出してやつてもいい、そういうものである。うと私は思ふ。従つてここにあげてある事業については、特に重点的に研究あるいは資料の整備ということに重きを置いていただきたい。

それからいま一つ、この協会の行う事業について私希望申し上げたいのであります。それは基礎的な問題を扱つてもらいたいということでありまして、たとえばここに労働教育あるいは啓蒙という問題がございますが、これはいわば恒久的な問題でございます。これはこれは政府が出す金でやるのでありますから、その場の目先の問題あるいは場当りの問題、そのときどきに起つてくる問題についてのいろいろな啓蒙宣伝、そういうことではなくて、日本の労働問題あるいは労使関係あるいは労働経済、そういうものを基礎的に研究するあるいは教育する、そういうことが必要だと思ひます。

これはそのときどきのいわば財政あるいは政党の都合によつて減らされたりふやされたりします。そうしますと、基礎的なあるいは恒久的な研究調査といふものはなかなかできない、資料の整備もできません。やはりこれからの研究機関といふものは、どうしても相当の基金を持つて財政的にしっかりと運用しない、おそらく途中で破綻するのでありましよう。今日日本にいろいろな研究機関がありますが、大体どこも財政的に苦しんでおりますが、これは一つは十分な基金がない、財政的な基礎がない、そのことが理由であります。そういう意味で経済基盤強化基金の中からつたことは非常に良かったと思つております。

それからいま一つ、話が前後いたしますが、もしこの団体が労働教育をやるならば、私の希望は、特に日本の経済問題についての教育を行なつてもらいたい。労使関係ということがありますが、それ以上に今の日本の労働問題についての重要な問題は、やはり日本の国民経済の問題であります。その点になりますと、日本では非常に抽象的な、あるいはいろいろな経済についての啓蒙宣伝が行われておりますけれども、しかし一般の労働者あるいは国民に対して、日本の経済が今どういう状態であるか、そういうことをわかりやすくしかも実証的に教育する機関といふものはないわけでありまして、しかもこれからの労働問題を考えますと、今の経済はどこに問題があるか、どうしたらいいか、そういうことを特に労働組合の幹部だけじゃなしに、教育といひます以上は、一般の中堅的な労働者、そういう人たちに十分にわかつてもらう、これが今の日本にとつて一番必要であります。単に労使関係の団体交渉がどうかあるかあるいは争議がどうかあるか、そういうことではなくて、今の経済の現状といふものをできるだけ多くの労働者にわかつてもらうことが必要である。しかしこれは単に場当たりで宣伝するのはなく、基礎的な機構で行つていくの基礎的な研究の結果としてぜひやらなければならぬ、そう思ひます。

それからいま一つこの法案について問題になっておりますことは、言うまでもなく協会の中立性といひますか、あるいは公共性といひますか、あるいは自主性といひますか、そういうふうな運営の問題があるわけでありまして、これは非常にむづかしい問題であります。これはこの社会労働委員会においてもしばしば論議されておるようでござい

ますが、やはり先ほど井上参考人が申されましたように、評議員というものを相当重要視して、そして会長、理事の思ふように運用ができるものでは困る。もちろん会長、理事の方はりっぱな方が選ばれるのでありましようけれども、しかしそれだけでその会の運営といふものが公平にいけるかどうか。何といひましてもこれは政府から全額金をもらつてできて上つてくる機関でありまして、しかも法律の上ではかなり自主性あるいは中立性が保たれておるようには見えませんが、一たん団体として発足いたしますと、それが自己回転いたしまして、思ふね方向にいくということがあるわけですから、そういうふうな危険を防ぐためには、相当この評議員その他の人事の公正の問題について、やはり厳格な制限なり、あるいは

五

その協会の行ふ事業の決定につきまして、相当関係社の意向を強く反映できるように方法が必要だろと思ひます。結論的に簡単に申し上げますと、私の希望といしましては、やはりこの協会の事業といふものは、労働問題についての実態的な調査あるいは資料の整備、そういうことに重点を置きます。もしさらに教育という問題にいたしますならば、日本の経済についての理解を一般の国民あるいは労働者に与える、そしてできるだけこの機構の中において中立性を確保する、そういうことが必要だろと考えるわけであり

○森山委員長 次に東京都立大学教授沼田稲次郎君にお願いいたします。

○沼田参事人 この法案は、おそらく社会党が政権に何年間もおられたら、そのうちには一度出されたかも知れない、社会党内閣の方が出すにふさわしいという気持は、私も実は持つのであります。各県においても、社会党知事のいらっしゃるところが、こういう労働機関が整備されておるといふようなことを見ると、おそらくそう言うことが出来る。しかしそれは大まかに言つてのこと、何らか総合的な研究機関なり、あるいは教育機関なりといふものを作るであらうし、あるいはそれよりもっと一般的にいえば、そういうために予算をさくであらうといふことにおいて、私は社会党内閣といふようなものがあれば、こういう問題をとり上げるであらうといふことを申し上げたわけですが、しかし私は、果してそれではこの法案に示されたようなプランがどれくらいプラスを持つか、どれくらいマイナスを持つかといふこと

になると、これはやはりつづきにながめてみなければいけないし、そしてもしそれがマイナスの面が多いようだったら修正すべきものは修正しなければならぬし、どうにもならなければ、またできる時期を待つべきこともあるだろ、こう思われるわけであります。それで、もちろんそういうことを審議していただくのはこの委員会、あるいは議院であります。それについて、この構想の中で多少危険もあるのではないかと思われる点をここで提示さしていただいて、そして御審議の参考にしていただければ幸いです。

一番気にかかることは、労働問題の主役である労働組合自体が、あまり賛成してないといふことがどうも気にかかる。この点はやはり、まず労働問題の主役の労働組合といふものに、もう少しよくわかるだけの努力をして出されるのが非常に大事である。どういふ法案でも、その法案の適用になる対象が、それにどこまで理解をしておるかといふことが大事で、これをよく理解させてから発足しないといけません。そういう点でどうも気がかりなのは、労働問題の主役である労働組合が、あまり賛成の意を表されておらないように見受けられる。もちろん、中小企業の方たちは賛成なんだ、お前は知らないんだと言われるかも知れませんが、しかし声なき無数の労働者がいらっしゃるわけ、組織されておいても発言力の弱い組合もあるわけでありまして、少くとも労働者の声を代表している主体があまり賛成してないといふことは、最初に注意しなければいけないと思ひます。

それから、政府が全額出資でやっておりますこの協会の運営といふことについてであります。一つは先ほどから石川参事人が強調されておったことですが、つまり研究したくてもどうも金もないし、それから総合的にやりたくても、どうも各派にとらわれておつてうまく連絡もいかないという關係から、総合的な機関を作った方がどうもよい、作るとすればそれが作るかといへば政府よりほかにないじゃないか。もつとも意見だと私も考えるのであります。ただそこで気になるのは、そういう研究の必要性なり、あるいはそれについてどれくらい金が要るのか、どういふ研究にどれくらい金が要るのかといふ問題を一体だれがきめるかといふことを抜きにしては考えられないのではないだろうか。もしかりに労働大臣なら労働大臣がそれをきめるという生殺与奪の権をもち握るといふと、これはその政府が、自民党の政府であらうが社会党の政府であらうが、あまりおもしろくないと思ひますが、わけても労働組合の側がしばしば勇ましく敵などと呼んでいるような、そういう政府でもし握るとすれば、どうもおもしろくない。社会党に握つても、私は政権をとつてこつた形だと思ひます。やはりそれは研究自体が問題

を提起して、それをたとえば公正な第三者に、たとえば学術会議といふようなところにおいて現在科学研究費の割当をやつておられますが、あつた仕組みて問題の重要性を把握する、そうしてそれに幾らか渡す、こういう形にならないならば、下手をしますと、研究者といふものに黄金のなわをもつて首

をくくるといふ結果を生じないものでもない。学者の給与が悪くて、研究熱望が非常にあるにもかかわらず研究費が少いといふこの状態は、ある意味では研究者に黄金のなわをもつて首をくくるといふことが、非常に容易な状態であるといえるのです。どうもその点、この法案を見ていつたときに、果たして研究の重要性を評価する上に公正な判定機関ができてゐるのかといふその点でながめてみますと、どうもまた、評議員会といふものは諮問機関にすぎないし、どうも生殺与奪の権は結局労働大臣のところに握られる。事業運営計画その他が認可にかかるわけでありまして、その点が私はこの協会発足について非常に危惧されるわけです。これは、ほんとうの自信をもつていくまでも客観的な研究をさせていくべきだといふ気持ならば、そういうようなことが出来るような、そういう態勢を法案自体の中へ植込んでいただかないことには、私はプラスよりも、下手するとマイナスが多くなるのではないかといふ心配を持つわけであり

次にもう一つの機能であります労働者教育といふ問題であります。労働者と教育といふことは私も非常に必要だといふことを、かねがね実は考えております。労働者教育といへば、大きく分けば技術的な教育、スキルの教育と、もう一つはモラルの教育といふます。労働者の労働者としてのあり方、たとえば組合を作れば組合の中にいる労働者としてのあり方、メンバーとしてどういふ行動をとるべきであるか、組合員としてはどういふふうにも

うなモラルの教育であります。昔のギルド的なものは両者をあわせて教育しておつたわけでありまして、今日こういう高度に発達した産業機構のもとにおいては、技術の方の教育といふものは、これはもはや組合の手だけでは片づかない。あるいはもっと大きな規模でやらなければならぬ。もちろん大企業なんかでは企業者みずからやりてあります。しかしこれは個別資本の手にかかせるべきでなくして、一國の生産力のない手である労働の質を決定する問題でありますから、これは当然政府がおやりになつてよろしい、精力的におやりになつてよろしいと思ひます。ところがモラルの教育といふことになると、これはやはり自主的に自生していくべきものでなからうか、つまり組合みずから自主的に規制していくべきものでないだろうか。労働組合は何をしておるかと思ひます。これによつてモラルが高揚するのじゃないかといふ考え方もありません。それもないとはいへない。しかしながら労働者教育といふものは独自の課題として組合みずから考えられてよいことだと思ひます。これは遺憾ながら低調ではあります。これは遺憾ながら必要なのは存在していると言えま

しょう。自主的な教育活動がだんだん出てきておるのじゃないか。そういう自主的に出てきておるいろいろな教育活動をこの法案ができることによつて生かすかどうか、助成するか、あるいは抑圧するか、これが問題だと思ひます。そういう教育活動といふもののでこ入れをするような意味合いを持つもので

なければいけないのじゃないか。こういう法案ができることによってそれを殺してしまつてはどうにもならないのじゃないか。各県労働課、あるいは都内における労働事務所といったようなところで、やはりいろいろ苦心されながら教育なさつておる。非常に狭い規模であります。なされておる。これはかなり見ておられますけれども、労働行政をプリンシプルにやつておられるのじゃないか、同時に聴講者の来る範囲で教育をなされておる。それならば、こういうふうな機構の芽ばえつたことを考へていかなければならないのじゃないか。そうすると、この法案においては果してそのようなことになるかどうか。私は下手すると、何か労働省の握つてしまつた教育ということになりそうなきがする。これはどうして何ともしなければいけない。それにはやはり労働大臣の監督ということが少し手きびしくはないだろうか。たとえば十條十三條、十六條、二十七條、三十五條というところなどを見ますと、突発的に非常に労働大臣の発言力が強い。握り過ぎておる。これはどうも非常に疑問に思ふ。第一、人選その他においてももう少し客観的な形をとらなければいけないのじゃないか。たとえば學術會議でもよろしいし、あるいはその關係學界の推挙という形もありましょう。それから何よりも労働教育を受ける側の労働組合側の主張、いろいろな意見も聞かなければならない。いづれにしても、そういう基礎の上で選ばれていく人でこの協会の形成することが大事なのじゃないか。労働大臣が握るといふことになり

ますと、これはある程度非常に危険がある。たとえば公労法十七條は憲法違反であるという解釈をとつておる学者がある。これは公労法に反してストライキをやることはけしからぬという政府側としては、どうにもかなわない。あるいはこんなものは要らぬと思ふのもつともあります。それからまた逆に、公労法を改正して、こんなものは違憲だ、違法だ、こう思つておる社会党内閣が天下をとつたときに、あくまでもそうでなくて可能なのだということになつてしまつたならば、これはある意味では学者の自主的な研究に対して非常な悪影響を及ぼしてくる。また同時に、學者にプレッシャーを及ぼすとすれば、労働組合の人たちに対して、何か非常に權威的な影響力を及ぼすことになる。労働協会の意見というものが何か學界の公正な意見であるような印象を与えるということになりはしないか。そうしますと、やはり労働大臣といふのがこれくらいいふところ、今にちりばめられるといふことは、今はよろしいでしょうが、もし保守党がやる氣になるかもしれない、そうなつたときに、これは同じように社会党内閣になつた場合、社会党に握られてしまふのじゃないか。その点で、社会党がこの案を出しにやうが、どちらがお出しになるうが、これくらい政府機關が握るといふのはいけない。既成の自生しつゝある自主的な労働教育機關というものを生かすやうな方向でこれに助成をするといふやうな形でこの予算を使う道はないものだろうか。この予算をとつていただくといふことは、これは何といつても労働行政の少し前進だと思ふのですけれども、その予算の

使い方について非常に危惧されるものが私はありますので、どうかその点は衆議院において徹底的に議論をしていただいて、そしてかつ客観的な調査が可能であり、そして労働教育についてももう少し合理的な制度が打ち立てられるように配慮をしていただきたいものだ、こう思ふのであります。

○森山委員長 引き続き参考人の方々に對する質疑を行います。滝井義高君。

○滝井委員 非常に貴重な御意見を聞かしていただいて感謝にたえないのですが、一、二点だけ伺ひたいしたい。それは御存じの通り、最近どうも政府は直接金を出すという補助金とか負担金という形をとらずに、たとえば生産性本部なんかも余剰農産物資金なんかの金を一応財政投融資に入れて、そしてその中から今度は五億か十億の金を別の機關に入れて、その利子を回していく形をとつておるのですが、今度もまた日本經濟の基礎を強化するためのたな上げ資金の中から十五億の金を出して、それを資金運用部に預けてその十五億の利子六分、九千万円ですか、それで今度労働教育をやる、こういう回りくどい道を生産性本部においてもつたし、今度もそういう方法でやつておるわけですか。今諸先生方の御意見を伺つておりますと、石田労働大臣もそう言つておるのですが、この基金の形で運営をしていくと、内閣がかわつても恒久的に金が出てくるんだ、こういうことなんです。そういう点は、ちよつと考えるとなほほしい考へだといふ感じがするのです。しかし資本主義のもとにおいて經濟の基礎を強化するといふことは、現在の日本の状態からいくと、結局資本の蓄積をやる

ということになつてくるだろう。

〔委員長退席、田中（正）委員長代理着席〕

そうしますと、資本を蓄積するために労働教育をやるんだといふことになる。企業が動いて、そこに出てきたものが利潤である。そうすると、一体利潤をどういふ工合に労働者と資本家が分けるかといふやうな問題がだんだん先へ行きますと、これはやはり日本經濟の問題になつてくる。そうすると、さういふ江幡さんは、この協会ができた日本經濟のことを少し教えてもらいたいと言われたが、私も同感です。そういう本質的な日本經濟の矛盾、日本經濟がいかに働く大衆に多くのしわ寄せをやつておるかといふ現実を見てくると、これは保守党政府の矛盾といふものが立ちどころに労働階級にわたつてくることになるんですが、それがわかつたら保守党政府は大へんなんです。今から五、六年前に各都道府県において労働事務所が労働教育をやつた。たとえば私なんかの福岡県においてやりました。賃金は事業主持ちでやつた。ところがその教育をやつたばかりに組織はますます強くなつてくる。それは經濟の事態を知り、労働運動の過去から現在に至る歴史的な流れをだんだん知つてくると、意識あるものになつてくる。これは大へんだといふのでやつてしまつた。そうしてしばらく鳴りをひそめていて、今になつて今度は労働協会といふものが出てきたわけなんです。生産性本部基金の状態を見ると——一体この協会といふものが、さういふ先生方が言われたように、基本的な、基礎的な調査研究をやることをほんとうに目的とするなら、これ

は私たち養成いたします。ところが今までわれわれが石田労働大臣なり政府の答弁なりから得たニュアンスは、それらのものといふものはさう多くの比重があるとは考えられない情勢なんです。それはこの提案の説明の中にもありますように、近代的な労働關係を打ち立てていくんだ、そうしてそのためには労働問題に対する理解を、労働はもろろん国民大衆にも知らせるのだ、こういうことではありますから、これは決して基本的な、労働争議なり労働問題に対する調査研究といふ學術を主眼としたものではないのです。こういう点に私は一つのややもとしたものをこの法案の審議の過程を通じて感ずるんですが、こういう点についてもう少し突っ込んだところを、非常に詳細な公述をいただいた井上先生と、それから朝日と毎日といつては誹謗があります。江幡先生——これは學者の諸先生方はどうもさういふ基礎的な研究をある程度重点にせられるやうな感じを持つておるのであります。いろいろな世論に耳を傾けておる——もちろん學者の先生も耳を傾けていらつしやるでしょうが、直接新聞といふ世論に關係しておられる井上先生と江幡先生にもさういふ感じを政府の答弁から受けておるのですが、先生方の感じておるところをお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○井上参考人 滝井さんからただいま生産性本部の場合が余剰農産物の方から入つてきた金を使つてやるといふことが基礎になつておるわけですが、今度の場合が三十一年度のあれで浮いた金が基礎になつておるので、この点

ちよつと事情が違ふのじゃないか。国民の税金から浮いてきた支出というものと、一方はともすれば日米間の国際関係と申しますか、日本が従属関係にあるのじゃないか、そういうものが特に労働の問題といえますか、生産性の問題に入ってくるという点でより日米の従属的な関係を強めるのじゃないか、こういう見方をされる方があるの

で、その点は根本的にちよつと違つて参るのじゃないか。むしろ私は国民の金であるだけに国民の幸福、国民経済の発展向上に役立つように使つておるといふふうには考えませんし、生産性本部の場合とは一応別個にお考えになつて差しつかえない問題じゃないかといふふうには考えるわけであります。

それから第二点といたしまして、そういうふうな経済基盤強化ということとは資本の蓄積ということで、資本の蓄積ということは労働者の搾取の上に成り立つものであるという滝井さんのお考えは、私はそういう見方も成り立ち得るかと思ひますけれども、私はやはり日本経済の基盤を強化するということは、労働者の搾取の上に立つということではなく、国民の努力の上に立つものといふふうな見方をしたい。従つてそういうものに対して労働問題、労働問題の研究、あるいは日本の労働関係が安定向上するようないかに使つていくこと、それが何か搾取のために使つていくといふふうな立場はとりたくない。やはり全国民的な立場からこの問題と取り組んでいく、そのために政府が出すといふことをそれほど気にするような考え方は私は持たないのであります。若干御見解と違ふかと思ひま

すが、私はそういう立場をとつております。

○江幡参考人 ただいまの問題は井上参考人が申されましたように、やはり生産性本部の資金と経済基盤強化資金とは違ふと思ひます。ただ経済基盤強化資金に食いついたのは、たまたまそういうふうな財源があつたから労働協会もそこに便乗したのだらうと思ひます。その点はどうしてもよくわかりませんが、もちろんでき得れば、これは経済基盤強化資金という中でなくてはならないから金が出れば一番いいわけであります。しかしたまたま、おそれるいろいろな予算上の都合でそうならぬのでありましよう。その場合に、経済基盤強化資金から全額出資であるから資本の蓄積だけの労働強化が行われる、そこまでのことを考える必要があるかどうかといふことよりは、むしろ問題は労働協会のどういふ仕事に重点を置いて、そしてどういふふう

に自主的に動けるかどうかといふ問題の方が重要だと思ひます。私先ほど申しましたのは、今の日本ではやはり大事なことは、特に政府がどういふふうな金額を出資してやるような機関では、やはり労働問題についての実態的な調査研究といふものが一番大事だ、しかもそれは基礎的な調査でなければならぬ。それからまたそれを発表する場合、あるいは労働協会の活動といひますもの、そういうふうな基礎的な調査研究に基いたものでなければならぬといふことは申し上げました。そこでそういう点から考えますと、おそらくこの労働協会がここにあげておるような全部の目的を達成できるほど金が十分あるとは思われません。私はできま

らばこの第一項の目的に重点を置いてもらいたい。しかしもちろん滝井委員から申されましたように、この二十五条のままではどうしても悪用されないという保証がないようでありますならば、私は第一項に重点を置くように修正をされたらよろしいと思ひます。

それからいふ一つ、この協会の自主性を確保するために、あるいはその研究というものが非常に客観的であり得るために、評議員会のことを先ほど申し上げましたが、やはり政府によつて非常に強くこまかいところまで監督される、たとえば補助金なら補助金の問題にいたしましても、政府の希望しない研究あるいは団体には金を出さない、そういうことがないように評議員会と協議いたしまして、そしてそこに関係者の意見を反映して、できるだけ客観的に全体の労働者並びに使用者のために使われることが望ましい、そういうことを私は申し上げたつもりであります。

○滝井委員 大伴西先生のお考えはわかりました。次は、どの先生いづれも御心配になつておつたのですが、会長も労働大臣が任命する、それから理事は会長が任命しますが、労働大臣の承認を必要とするのです。評議員は、井上先生は三者構成にやるべきだと言われておりますが、われわれもそうだとおもうのです。これは学識経験者をずばりそのまま大臣が任命することになつておる。理事にしても、大臣の承認なり認可を必要とするといふことになれば、実質は任命と同じ形になり得る可能性が十分あるわけです。そうしますと労働協会の人事面が確実に大臣に握られる。労働大臣が非常にまじめな

労働問題をじみちに考えていく人の場合は、これは問題ないと思ふのです。しかしがんなこと、政策的な偏見を持つということになる、これはたちまちくずれる可能性も出てくるわけです。財政は全部国がまかなつていく、もちろんこれは、多分寄付金も多々ますます弁ずで、受けるだらうと思ふのです。が、寄付を受けるという一体どこから出るかといふと、これは財界です。従つて財政的にいうと国が金を出さ、あるいは財界その他から金を受ける、寄付金は条文にはないのですが、しかし大臣の答弁では寄付金を受けるということだつたと思ひます。こうなりまして人事はなるほど任命をする形になります。が、やる仕事はもうその自主性を尊重するのだ、こうおっしゃつておるけれども、法律上から見るとそこ

の役員といふものは公務員と同じだといふ形がとられてきておるわけです。こういう形になりますと、人事の面から見ても財政の面から見てもがんにがらめです。そういう中で政治的な中立性の保持が一体できるかどうかといふことなのです。最近御存じの通り次官通牒みたいな場合で、いろいろ労働法に対する解釈まで労働省が出しておられるわけです。あれも労働教育のために出しておるのだとおっしゃるわけですね。そうすると、労働協会で委託された学者なり大学がそれと違つた見解を出した場合に一体どういふことになるのだ、こういう形も出てくる。いやそれはもうやむを得ません、そのまま放置いたしておきます、こうおっしゃるのですが、ところが一貫して労働次官の通牒をもつて労働省が一定の解釈を、教育だといつて出しておきな

がら、今度は労働協会から違つたものが出た場合に、地方の労働担当官は一体どういふことになるのだ、こういう問題なんかも考えていきますと、そこには必ず目に見えない意図が大学なんかには及ぶ。さいせん沼田先生だつたか、黄金の綱で首を締められると言われたが、そうだと思う。現在そういう状態が各省にないとは言えないと思ふ。各省に、現在文部省にしても厚生省にしても、それぞれいろいろの調査をするために、各省は各省のテーマについて学者に委託しております。ところが、長年の間二十万、三十万もらつていらつしやいますと、はなはだこれは恐縮な言い方ですが、各省に所属しておる御用学者といつたらおかしいですが、非常に親しくなつておる学者の方々の意見と同じような状態にだんだんなつてきている傾向が現実にあるのです。そうすると、見えざるアダム・スミスの手じゃないか、見えざる黄金の綱といふものが首にいつの間にかい

く可能性もある。といふのは、これは語るに落ちたりで、石川先生が大学の奥情をお話しになつて、シシの分け前争しなればならぬといふ実態、そうしますと心にもないことをやらなきゃならぬといふ形が出る。私はむしろ九千万円の金を政府が出すとするならば、この際大学の労働問題を研究する学者に九千万の金を分けてやつた方がいいと思ふのです。毎年分けておあげ

る基礎的な調査は、五年を出さずしてりっぱなものになると思ふ。さいせん江幡先生から労働問題に対する、ある

がら、今度は労働協会から違つたものが出た場合に、地方の労働担当官は一体どういふことになるのだ、こういう問題なんかも考えていきますと、そこには必ず目に見えない意図が大学なんかには及ぶ。さいせん沼田先生だつたか、黄金の綱で首を締められると言われたが、そうだと思う。現在そういう状態が各省にないとは言えないと思ふ。各省に、現在文部省にしても厚生省にしても、それぞれいろいろの調査をするために、各省は各省のテーマについて学者に委託しております。ところが、長年の間二十万、三十万もらつていらつしやいますと、はなはだこれは恐縮な言い方ですが、各省に所属しておる御用学者といつたらおかしいですが、非常に親しくなつておる学者の方々の意見と同じような状態にだんだんなつてきている傾向が現実にあるのです。そうすると、見えざるアダム・スミスの手じゃないか、見えざる黄金の綱といふものが首にいつの間にかい

血、税金でこういう機関を作るなら、文部省を通じてでなくともいいから、労働省を通じて、この際大学の研究機関にそれを出す方がもっと有効じゃないかと私は思うのです。その方がほんとうのじみちな研究ができる。その点は労働協会という一つのまとまった機関において大臣が任命するよりは、文部大臣という全然別個の任命機関のもとにおける大学校で行われれば、まだ日本の大学の学者は、黄金の見えざるなわがつけられても、やはりがんばる人は相当おると見ております。そういう点からいうと、これは一つの示唆を得ましたから、いずれあした岸総理が見えるので、そういう点も追及してみたいと思いますが、そういう点、先生方どうですか。九千万の金は毎年大学の基礎講座にやってくれ、こういう

ことの方がむしろはるかに日本の労働問題の基礎的な調査研究ができるのではないかと思うのです。そして、むしろそういう関係があるならば、中央労働委員会が何かにそういう金をブールして、そのときそのときに学者に委託して、労働争議を客観的に調査をしてもらう。争議が起れば、たとえば私鉄の争議が起れば、臨時的に学者を任命してやってもらうというような形のものが、こういうまとまった機関を作るよりも、はるかに日本の労働問題の基礎的調査ができるような感じがするので、すが、そういう点こういうものを作る

○石川参考人 九千万円を大学に下されば、それが一等いいにきまりきっております。ただそれができるかできないかという問題です。出してくれば一等いい。問題はないのです。黄金のなわというのは非常にいい言葉ですが、言葉のあやに迷わされてはいけないのであります。黄金のなわのかけ方なんです。かけたと思つたてから知らない人間がいるのです。それは今おっしゃったように、私個人的なことを申し上げて非常にあれですけども、そうあつてはならぬと常に思つております。そういう人がたくさんおります。先ほど申しましたが、現状におきましては、どつちかへくつついてしまえば、研究は可能だということを私は一言言いたい。世の中にはこういうことはないですよ。

○沼田参考人 今九千万円大学に下さればけっこうだとおっしゃったが、私はあまりけっこうじゃないのです。大学の教授としてはけっこうのように見えますけれども、やはり可能性が同じことになるのです。これは結局こういう機関を作るなら、むしろそういう金を総合的に使った方が有益だと思うのです。しかしその使い方、先ほどから心配しておったのはかかってそこにあります。つまり客観的な調査をする、あるいはまた何らかの労働教育をやるということについても、その性質にふさわしいような機能を果し得る、そういう

出られても、おそらくは、いい大臣であるということに御質問者は考えておっしゃるのでしょうか、それでもあまり口を出さない方がいいんじゃないか。もう少し自主的な機構にするようにしたい。それから、黄金のなわにかかりたくないということについては、主観的にはもちろんそうであります。これも私が言うのは、ある研究者には補助金は出したけれども、ある研究者には出さないということが、ある政権をになつておる側からきめられるということになったのでは、これはむしろを当てるというよりは、むしろ差別的に助成することによって資金のなわをかけるということを申したのであります。言葉のあやではない、実質はそういうことであります。これは一人々々

が自分がかかるなんて思っている人はだれもおらないですが、そういうふうな差別性は、事務の重要性という問題から客観的に出てくるのでなくてはならない。この調査よりこの調査が重要だということが客観的に評価ができる、少くとも社会的な機構の中でこれが是認されるようなものに金を出す、こういうことにならなければ、だれかがぎめる、そのだれかというのは、自民党の労働大臣であることもあろうが、社会党の労働大臣であることもあろうけれども、しかしそこできまつてはいけないうちではないか。政権はど

い。その点はこの法案を見ると、少し労働大臣の監督というか、関与が多過ぎるといいたい。そもそも労働教育は、国家的な立場においてやることには異議ないとしても、それはあくまでもモラルの教育として考えれば、労働組合みずからの中から、自分らの描く労働者像を築き上げていく、これが教育であります。何か外から押しつけられた労働者像を教育されるというのは、ほんとうの労働者教育にならない。だから、労働者が最も労働者らしい教育をみずからするということを助成することによって、初めて国家的観点での労働者教育が成就するといふ考え方を私はとっておるわけであります。

〔田中(正)委員長代理退席、委員長着席〕

○濠井委員　一番最後の方の、労働者教育は国家的な立場からしなければならぬ、労働者みずからがあるべき労働者を像を作る方向に教育されていく、これは私は同感でございます。そこで沼田先生に、客観的な機構の問題で、少くお教へ願いたいと思うのですが、さいぜん先生のお言葉の中に、たとえば、学術会議というようなところでというような簡単な示唆があった。研究主体というものを作り、その主体の選び方は、それからいろいろの運営の仕方、学術会議でやってみたらということより、うなお話があったのですが、そこらあ

たい。

○沼田参考人　私も今そんな具体的な言葉でこまかいことを考えておるわけではございませんが、この法案修正という形でいくと不可能だとは必ずしも考えておりません。どちらにしても私は、学術会議ということをもつて申し上げましたが、学問的な領域については、今のところ科学研究のことに關しては学術会議が關与いたしておるのです。学術会議は、もちろん絶対公正であるとは言えませんけれども、しかしながら、客観的にながめて評価し得る機関を今の制度の中から探し求めますと、学者としてはどうも学術会議かしからざればそれぞれの学会、社会政策学会とか労働学会とか、あるいは経済法学会とか、いろいろ学

会があるが、こういうところを一つは母体にしていったらどうかという感じを実は私個人としては持ってやるわけでありますが、もちろんそういうことを審議しておいていただきたんというものが参考人の意見でございす。だから私はその中に立ち入ってどういう案を持つかということ、今申し上げたようなところでお許しください。さいたい、こう思っております。

○滝井委員　これで終わりますが、この労働協会の目的をずっとせじ詰めていってみますと、結局最後に二つの面が残るような感じがするのです。一つは

は純粋な、ほんとうの意味の労働教育、さいせん言われておったようなモラルということ、労働者としてほんとうの自覚を得るような労働者を作っていく、こういう純粋な面です。それからいま一つは、現在の日本の客観的な情勢から考えてみると、総評なら総評という労働組合が非常に強い。これは現在政府にとっては好ましからぬ団体になっている。そうすると日本の労働運動の支柱というものはやはり総評、全労、こういうふうにきまってきたというわけなんです。そうしますと、労働教育の対象となるものは一体どこなんだろうと、総評と全労だということになります。そうするとそこから出てくるものは、過去の日本の労働運動の弾圧の姿から見ると、御用組合化というものが一つ出てくるわけです。そうすると純粋なものとは御用組合化、こういう二本の軌道のみが労働協会のずつと先を見つめるとしかれておるような感じがする。一体今のいずれを政府が選ぶのか、いずれを労働大臣が選ぶのかといいますが、さいせん石川先生が、自衛隊はつづすことはできないけれども、これが違ったらつづすことができるだろう、こういうお話があった。再軍備はいたしません、再軍備はいたしませんと言っておるうちに二十万になってしまつて、どうにもならなくなつた、やがて核兵器も持ち込まれる、日本もミサイル基地になるのだ、こういうふうになつてと情勢が變つてきてしまつた。そういうことから考えていきますと、過去の弾圧の姿等を考へると、どうも二本のレールが、先に行くといつた間にか御用組合化という一本の姿になつてしまひやせぬかとい

うように、それはお前が亡霊におのいておるのだということを言われればそれまでですが、何かそこあたりで感じがするのです。せんじ詰めていくと、今言つたような二本のどちらかになるような感じがするのです。先生方はその間の運営がうまくいったらと言いますけれども、過去の日本の労働運動の歴史から見ても、あるいは今までのいろいろなことをやられた姿を見て持てこれなかなかに受け取れないというところは、そこにこの法案に対する一つの悩みというものが、疑問というのか、何かせんじ詰めていったときにどうかという、一言二言でいいですから御承知を願いたい。これで私の質問を終わります。

○井上参事人 ただいまの問題は非常に微妙な問題になりましたと思ふので、具体的に言つて、総評と全労という二つのものが組合として対象になる。そうすると、これは私の受け取り方が悪かつたのかも知れませんが、それは一本化するということは、一方はほんとうの労働組合で一方は御用組合だということな感じがする。私の取り方が間違つておたら訂正いたしますが、そういう御理解ではなかつたのかと思ふのでありますが、これは非常に重大な問題をお出しになつたと思ふ。

私は、この協会としてやります場合において、日本の労働運動はまだ日が浅いと思う。そういうふうな点から諸外国に学ぶべき点が結局ある。それから、各参事人から意見が出ましたように、日本の実態をもつと研究しなければいけないのじゃないかと思ふ。特に中小企業における労働者の実態がどうかという問題でも、ほとんどこれは見当がついていないと言つていいのではないかと感じるのです。さらに国民生活という点から言つて、労働者と農民というものの生活がどれだけ違つていふのかという点について、実態的な調査、実証的な調査というものがもつとなされなければいけない面が多分にあると思ふのであります。これはこういうことを調査する一つの大きな使命になつていふ問題ではないかと思ふ。同時に、日本の労働使において近代的な労働関係が打ち立てられていない、そこにもくわを入れなければいけないものがあると思ふ。これはやはり研究だけではないで、それと隣り合つた関係にあると申します。教育の面においてもこれをやらなければできないものがある。その対象になるものは組織的な労働者と、それからいわゆる経済団体に網羅されていふような使用者団体といふもの、それ以外に中小の企業の問題、中小の労働者の問題、そういう点にも教育の分野というもの、研究だけやつて教育は要らないという立場ではなくて、両方とも並行的に進められなければいけないというのが日本の現状じゃないかと私は考えます。

それでは、この団体が自主的にやつていけるかどうかという問題については大きな問題がある点ではないかと思ひますが、大体財政的には、先ほど申し上げましたように、基金という制度は補助金よりはるかにすぐれた面があるという点は強調してもいいだろうと思ふ。それから人的な構成の場合におきまして、諮問機関でありますところの評議員会を決議機関にいたしまして、そこで会長を選んできくというようにお考えになる場合もあるかもしれないと思ふ。しかしそれならば、こういう大きな団体の会長について、政府が全額出資でやりやうというお考えが特殊法人でやういふ例があるか、そういう形があるかといふことになつてくると、それは作つてもいいという御議論はありますけれども、その点は、やはり会長だけは大臣が、自主性を与えれば与えるほどやはり大臣の責任において御任命なさるべきものじゃないかと私は存じております。もちろんその場合において、これは私は最初から申し上げておりました。それが、労働使といふことに偏しない、党派的な人でないといふことで大臣が選んでいくといふことになれば、労働問題についてはおのずから分野が限定されてくる問題じゃないかと思ふ。これは各界の広い分野から選ぶといふことだけれども、労働に關しては、学問的にやりやうな方、あるいは労働委員としておやりになつていられる方、こういうふうな面からして、やはり一応その範囲といふものは限定されるので、それでも納得できる範囲から会長を選ぶといふことは曲げることはできないのではないかと、かように、私は見ます。

○森山委員長 時間の關係もありましたので、なるだけ簡潔に願ひます。

○石川参事人 組合の点ですれば、教育といふことに関連して二つの組合が問題にされたと思ふのです。私の個人的な考え方は、労働教育といふものはない、本来あつてはならぬ、どうしてもやらなければならぬといふことは、これはほんとうの改善の策、ネセサリー・イーブルとして、必要な悪としてやらざるを得ない。先ほど江幡さんがおっしゃいましたように、私はこの協会に對しまして教育といふこ

とはたしかなかつたように思つておつた。教育という言葉を使つていなかつたように思ひます。あるいは意識してやられたとすれば大したものだと思つたのですが、二十五条の四号に、「労働教育活動に対して援助を行う」とこれは自主的なものに対して援助を行うことだ、自分自身はやらないうことだと思つたのです。ところが労働問題に關し講座を開設ということになりますと、それとどういふふうに差があるかという問題は問題になりませんが、ただ私はこういうふうなものは研究及び資料の整備、客観的なものをちゃんと出してやる、あと限りの客観的なものを出してやる、あとはどういふふうな労働者にまかしておけばいいのだというふうに思ふのです。先ほど江幡さんも言われた通り、特に経済的な問題とかあるいはほかとの関連、農業問題、そういうものが全体的に使用者あるいは労働者がわかつてくれれば、自分たちだけの世界だとは思つてこないだらうと思ふのです。そういうことで、組合を二つに分けになりました。お分けるにすれば将来一本になる方がいわけだ。ちよつとこれは私見にわたりますけれども、今の総評のようなのは、率直に申しまして非常に世論の糾弾を受けておりますが、これにはああいふような組合が生まれてきただけの基盤があるだらうと思ひます。スケジュール闘争というものは、私はもちろんあれには賛成じゃありません。しかしなぜああいふものが出来たかという、学問的な研究の対象になるわけですが、こういう原因だということが大体わかつてくれば、幽霊の正体見たり枯れ尾花で、大して

こわいものではなくなつてしまふ。そういうことこそまさにやらなければならぬ面だらうと思ふのです。こういうものだといいことを世間に示してやれば、それを世間がどうとるかはその勝手です。使用者がどうとるか、あるいは組合がどうとるか、こういうふうには思つております。ですから基礎的な――私先ほど私鉄の争議があつたが、そこへ行きまして私がやつた実態調査の結果を直ちに現在の問題の解決に使うというのでなくて、基本的な調査の研究の資料にしたいという意味でありましたから、一つ誤解のないようにしていただきたいと思います。

それから機構の点が先ほど問題になつておりましたが、機構の点は、これは実際は法の法律との関係もありまして、要するに政府がこういう形でやるといったら、あとは腹でもって、結局会長の人選とかそのほかの人選はある程度まかせようというふうな思ふ。四年間の任期というふうな思ふ。これも非常にいいことではないかと思ふ。ちよつと御参考のために申し上げますが、アメリカの行政委員会の委員の任期は大てい四年間です。日本では一年だと言つたら、アメリカ人は非常に驚きまして、それではとても物事はできないだらう、こういうことを言つたというのを一言申し上げます。それから金の点が、研究費の配分という点では問題ですが、これはまさに先ほど沼田参考人から言われた点、大体において同感なのですけれども、そういうことをしておりますと非常に長くなるかもしれないので、ただ、こういう協会ができて、どこ

に委託研究したかということが、はっきりしたということだけでよいと思ふのです。私などはそんなこと今まで一回もありませんが、組合の方から金をもらつてやつて、組合に有利な結論を出したら、かえつて困るのではないかと。そういうふうなことは私なんかには不幸にして一回もないのです。そういうふうなことで、金の出方があるというところは、講演料を一回行つて十万円もあれば、どうしてもそのとき悪いことは言えなくなるということもあるだらうと思ふ。そういうことではなうと思ふのです。組合が反対しておるといふことも、私に言わせれば、実態をほんとうにわかつてくれば、そんなにいきり立つて反対することもないし、もしかおかしなこともないれば、先ほど滝井委員が自衛隊とや同じだと言われたけれども、私なんか、どうも日本の法律全般を見てみまして、予算的裏づけのあるものを、これも予算的裏づけがあつてよいと思ふのですが、つぶすことは非常にむずかしい。これは一つ改めていただきた

性を維持するためにも、あるいはこの会の信用を維持するためにも、そういうことのないように機構的にはつきりしてもらいたい。もちろんこれは一つの団体でありまして、特に相手方が政府でありまして、金をもらつて一たん発足いたしますと、たといかに善意の人々が集まりまして、やはり団体としての面が出る。そういう点がありますので、評議員会の機構なりその他の点において、この団体の中立性、自主性を維持するような工夫が必要だらうと思ひます。

それからいま一点であります。そういうことに利用されないためにも、今の日本の労働問題で重要なことは、当面の組合対策よりもっと客観的な、基本的な調査が必要なのだ。経済的な問題でもそうでありまして、あるいは労働争議の問題につきましても、今目前にある争議をどう中止させるか、そういうことよりも、今までどういふことがあつて、こういう争議になつたか、あるいはどこに問題があつたかということをも基本的な調査し、研究する面が不足したやうであります。従つてそういうことを研究すると同時に、また諸外国の例につきましてもいろいろ向うのことを調査いたしまして、一般の国民あるいは組合に対して、一般の研究調査の報告を知らせる。そういうふうな形の講座を考へるわけです。またそういうところに重点を置いていくことがこの労働協会の生かす道ではないか

間、の対立といひますか、そういうものが強いのでありますが、しかしこの協会の運用するに當りまして大事なことは、やはり信用ということだと思ひます。従つてもし会長にいたしまして、あるいは理事にいたしまして、それが両方から信用されない、あるいは信頼を受けないような人であれば、あるいはまたその仕事に相互の不信を買つてやうなものであれば、これはできません。結局何の役にも立たない、かえつて害にならうと思ひます。またそういうふうになりますれば、これは先ほど石川さんが朝日、毎日、読売の新聞に投稿して反対すると申されたのでありますが、一般の世論もそういうふうになつて参りましよう。従つて私もいたしましては、この協会を特に日本の労働の現状にかんがみまして生かしますためには、やはり調査研究、資料の収集、そういうことに重点を置いてもらいたい。それからこの団体の自主性あるいは客観性を生かすやうな工夫がありますれば、これをできるだけやつていただきたい、そういうことであります。

○沼田参考人 先ほどから私の申し上げた構想は、もう繰り返すまでもないことではあります。今の御質問なされた趣旨の一つである御用組合化へいくのじやないかという問題でございますが、実際やつてみなければわからないことではあります。あらゆる施策が、実際にやつてみなければわからないものであります。たとえば協同会というものが、それからおそらくこれができるかといひ、すべてが御用組合化にだけ奉仕するとは言えない。おそらく中

小企業の組織化ということにある程度の役割をなすかも知れませんし、あるいはまた、これに使用者の啓蒙、中小企業なんかにおける使用者の啓蒙ということにもおそろくある程度の役割を持つてありましよう。そういうことを否定しようとは思わないのであります。

であつて、現在の総評、全労のうちの全労が御用組合であるということ、言つたのではないことだけを、一つ誤解のないようにしておいていただきたいと思ひます。

○森山委員長 松浦周太郎君。

○松浦周委員長 本協会法案の審議に當りまして、御多忙のところ長時間いろいろ参考の意見を聞かしていただき、ありがとうございました。ほんとうに感謝にたえない次第であります。先ほど沼田さんから、社会党内閣ができた場合に、社会党内閣が提出する法案としてふさわしいものであるというお話がありましたが、その反面を考慮するならば、いろいろ社会党から批判は受けておられるけれども、保守党もこれだけのものを出さうになったということは大いに進歩してゐるというおほめの言葉であつたと思つておるのではありません。これについて私は二つの問題を聞いてみたい。

第一は経費の問題です。政府が金を出してゐるから黄金の綱で首を絞められ、この心配でありまして、この点は先ほど皆さんからお話がありましたように、経済基盤強化の金を使つたのであります。それから、そのもとをただせば税である。しかもこれは毎年補助金をもらうのではなくて、一応出したもので、あとは会長になった人の運営でいくという点は、毎年補助金をもらうほど首を絞められない点はあると思ふのです。しかしながら大臣が任免権を持ち、政府が金を出してありますから、仰せになるようなことは当然でもないと思ふのです。そこでこれは公平を期するために、滝井君は冗談で言つたのでありますけれども、外国から

金をもらつてきた方が公平だと言うが、それならばソ連から金をもらつてくればソ連に首を絞められる、あるいはアメリカからもらつてくればアメリカ的にやられるということも付随いたしますので、今は出費するに當つては、だれも金を出すものはありませんから、日本の国家民族的に日本経済を引き上げていくとするならば、だれかが最初に心配しなければならぬから、まあ経済基盤強化程度のものを持つてきてこのことを考えるといつたのは、比較的公平であると思ふのです。そこでこのものは永久的に公平とは考えられないものでありますから、資金の出所について、三者から出したらどうかという点であります。政府が今出したからこれは運営していつて、これをもつとよくするために改善していくとするならば、使用者も出し勤労者の団体も出すという点であります。勤労者の団体といつても相當の資金が集まつておるといふことは事実であるし、うわさにも聞いております。その中から三分の一ずつ出すことが公平でありましようけれども、私は金額の多寡ではないのです。かりに三分の一ずつ出せなければ五分の一でも、二割くらい出していい。それでともに日本国家民族的経済及び国家民族のあり方というものをお互いに考え合つていくという意味においては、将来改善する場合すべきではないか。その場合これを出さうということ、勤労生活者にとるべきことであるかどうかという点です。それから負担についてどうか。これを出さうによつて、今までの労働組合の負担金の中から出すことが困難で、増税というか、

つまり負担金を増額するというようなことになるなどという場合に、負担にたえられるかどうかという点、これを出さうということはどうもみずから矛盾があるというような二つの点についてどうお考えになりますか、沼田さんにお伺ひいたします。

○沼田参考人 私は実は資金が今おつてやつたような形で出るのも必ずしも悪いとは思ひませんが、資金が政府からのみ出たつて必ず悪いものでもない。それよりもその金の使い工合といひますか、使ひ方についてもう少し客観的にきめること、私はやはり制度の方に重点を置いて考える。そうしないとなつて、非常にすぐれた君主がおられてもおかつ君主制度に反対するといふことをロクが言つておる。そういう意味で、いかにもすぐれた労働大臣がいられても私はこの制度に反対したい。つまり制度としてはいかに衆議が集まろうとも、その衆議の集まりの機関がこういうものの配分についてあるいは研究の重要性というものについてきめられるような機構を考えていただきたい。それと資金とは無関係でないとおっしゃるならば、それも確かに無関係だと言ひ切れないのであります。しかし今その段階で一体組合に負担を負わす、使用者に負担をせよという形がふさわしいかどうか、これは私もどうもなかなかわかりにくい。その点はどうにか一つ社会党あたりとよく相談していただく事柄ではないだらうかと思つております。

○松浦(周)委員長 今仰せになりました機構、制度の問題についていろいろ御指摘がございましたが、資金を出さうということになればおのずとその制度を改めなければならぬことになつていくと思ふ。不合理なものは出しませんから。それで私はやはりこの勤労者の仲間においても、それだけの決意があれば、出すものは一切出さないけれども文句だけ言うというやうな言い方はいけないと思ふのです。負担がかつてくるということになれば、勤労者の方に重点を置いたならば、今までもより軽んじないやうなことになる。だからこの点は必要でないかといふことを今強調したのであります。時間がないからもう一つの重点を申し上げたいと思ひます。

労働大臣も、これは運営する人によるから、会長を選んで、会長に運営させるのだといふことをしばしば言つております。これはもちろん現在のこの法律の面から見れば、それよりほかに方法がないと思ひます。先ほど来朝日新聞の江幡さんもしきりに申しておられました。どうも日本の労働の粉争の処理に當つては、現在の私鉄の行動を見ましてもさうでありますけれども、国家民族経済の確立とか、国家民族の永遠の発展のためにといふ考え方が非常に低いのです。ただこれは紛争ですし、使用者にも近江絹糸のやうなものがありますから、私は使用者もいとは言ひませんが、勤労者も、紛争になつてしまふのですから、どうしても唯物的に走つてしまつて、国家民族の将来とか、国家民族経済を確立するといふやうなことにについては非常に低い考えを持つてゐるのです。そのことを解決するための行動そのものが将来の日本の国家民族のために大きな影響があるといふことは、極力自分からうとんじてしまふのです。そういうとき

○滝井委員 今の私の発言の中で誤解があるといけませんから……。さういふいふゆるこの法案が、せじ詰めていくと純粹に労働教育をやるといふことを意味しているし、また今ある大きな二つの総評、全労というものを御用組合化していくという方向にも役立ち得る、結局ずつと見通していくと、二本があるが最後は御用組合の方向にいくんじやないかといふことを質問したので

ある。しかもこれは毎年補助金をもらうのではなくて、一応出したもので、あとは会長になった人の運営でいくという点は、毎年補助金をもらうほど首を絞められない点はあると思ふのです。しかしながら大臣が任免権を持ち、政府が金を出してありますから、仰せになるようなことは当然でもないと思ふのです。そこでこれは公平を期するために、滝井君は冗談で言つたのでありますけれども、外国から

金をもらつてきた方が公平だと言うが、それならばソ連から金をもらつてくればソ連に首を絞められる、あるいはアメリカからもらつてくればアメリカ的にやられるということも付随いたしますので、今は出費するに當つては、だれも金を出すものはありませんから、日本の国家民族的に日本経済を引き上げていくとするならば、だれかが最初に心配しなければならぬから、まあ経済基盤強化程度のものを持つてきてこのことを考えるといつたのは、比較的公平であると思ふのです。そこでこのものは永久的に公平とは考えられないものでありますから、資金の出所について、三者から出したらどうかという点であります。政府が今出したからこれは運営していつて、これをもつとよくするために改善していくとするならば、使用者も出し勤労者の団体も出すという点であります。勤労者の団体といつても相當の資金が集まつておるといふことは事実であるし、うわさにも聞いております。その中から三分の一ずつ出すことが公平でありましようけれども、私は金額の多寡ではないのです。かりに三分の一ずつ出せなければ五分の一でも、二割くらい出していい。それでともに日本国家民族的経済及び国家民族のあり方というものをお互いに考え合つていくという意味においては、将来改善する場合すべきではないか。その場合これを出さうということ、勤労生活者にとるべきことであるかどうかという点です。それから負担についてどうか。これを出さうによつて、今までの労働組合の負担金の中から出すことが困難で、増税というか、

つまり負担金を増額するというようなことになるなどという場合に、負担にたえられるかどうかという点、これを出さうということはどうもみずから矛盾があるというような二つの点についてどうお考えになりますか、沼田さんにお伺ひいたします。

○沼田参考人 私は実は資金が今おつてやつたような形で出るのも必ずしも悪いとは思ひませんが、資金が政府からのみ出たつて必ず悪いものでもない。それよりもその金の使い工合といひますか、使ひ方についてもう少し客観的にきめること、私はやはり制度の方に重点を置いて考える。そうしないとなつて、非常にすぐれた君主がおられてもおかつ君主制度に反対するといふことをロクが言つておる。そういう意味で、いかにもすぐれた労働大臣がいられても私はこの制度に反対したい。つまり制度としてはいかに衆議が集まろうとも、その衆議の集まりの機関がこういうものの配分についてあるいは研究の重要性というものについてきめられるような機構を考えていただきたい。それと資金とは無関係でないとおっしゃるならば、それも確かに無関係だと言ひ切れないのであります。しかし今その段階で一体組合に負担を負わす、使用者に負担をせよという形がふさわしいかどうか、これは私もどうもなかなかわかりにくい。その点はどうにか一つ社会党あたりとよく相談していただく事柄ではないだらうかと思つております。

○松浦(周)委員長 今仰せになりました機構、制度の問題についていろいろ御指摘がございましたが、資金を出さうということになればおのずとその制度を改めなければならぬことになつていくと思ふ。不合理なものは出しませんから。それで私はやはりこの勤労者の仲間においても、それだけの決意があれば、出すものは一切出さないけれども文句だけ言うというやうな言い方はいけないと思ふのです。負担がかつてくるということになれば、勤労者の方に重点を置いたならば、今までもより軽んじないやうなことになる。だからこの点は必要でないかといふことを今強調したのであります。時間がないからもう一つの重点を申し上げたいと思ひます。

労働大臣も、これは運営する人によるから、会長を選んで、会長に運営させるのだといふことをしばしば言つております。これはもちろん現在のこの法律の面から見れば、それよりほかに方法がないと思ひます。先ほど来朝日新聞の江幡さんもしきりに申しておられました。どうも日本の労働の粉争の処理に當つては、現在の私鉄の行動を見ましてもさうでありますけれども、国家民族経済の確立とか、国家民族の永遠の発展のためにといふ考え方が非常に低いのです。ただこれは紛争ですし、使用者にも近江絹糸のやうなものがありますから、私は使用者もいとは言ひませんが、勤労者も、紛争になつてしまふのですから、どうしても唯物的に走つてしまつて、国家民族の将来とか、国家民族経済を確立するといふやうなことにについては非常に低い考えを持つてゐるのです。そのことを解決するための行動そのものが将来の日本の国家民族のために大きな影響があるといふことは、極力自分からうとんじてしまふのです。そういうとき

こそ、こういう機関が働かなければならぬのじゃないかということだ。私はドイツに参りましたが、ドイツにも、これと同じ機関ではありませぬけれども、そういう場合に備えた機関が幾つもあります。そういうものの会長及びやり方を見ると、法律そのものはそんなにむずかしいことは書いてないが、運営が実にうまくいっているのです。それはやはり人選なんです。ドイツ民族があれまでにたまためのめされて二つに割られて、しかも今産業が発展しているのはどこに原因があるかというところ、政府、経営者のみならず勤労者に至るまでが、民族経済を確立するのなければゲルマン民族の永遠の発展はないということに徹しているのです。それは使用者の側からいうならば、搾取の手段としてそういうアヘンを飲ましているという考えは全然ない。ほんとうにそう考えているのです。でありますから、労働の生産性の向上などということについては相当みんなが強く考えております。日本の総評の行動を見ますと、ないとは言いません。しかし非常に低い考え方であります。特に生産性向上運動について反対している。私は向うへ行つたときに、日本の生産性向上の運動というものも他の国よりも使用者側の方を偏重しているのではないか、だから勤労者の方で反対しているのではないかというので、フランスの生産性向上本部に行つていろいろ実態も見ましたし、ずいぶん調査もいたしました。けれども郷司君のやっている行動は本部の運動とほとんど変っていない。けれども総評はああ言うのです。総評の言うようにやったら日本の民族経済はどうなる

かということを私は心配いたすわけですね。そこで使用者も勤労者も政府も日本民族の将来に対して、日本民族の経済を確立しなければわれわれの生存権はないということに一致せねば争いは起きないと思ふのです。そこで追い込んだら——私の持論は三位一体と矛盾するというけれども、そこまではドイツはやっている。ですから、労働運動というものは経済問題である、政治問題ではないということであるならば、生産が向上すればそれに対する配分は当然与える。その与える配分が少いものだから問題が起るのです。だからそこまで全部国家民族主義的に考へるならば、さっきも言つたように生産の報奨制あるいは利潤の分配、ドイツでやっているように二割五分までいくのがよいか悪いかということとはそれだけの段階がありますからいろいろありますけれども、そこまでいくためには政府も使用者も勤労者も一体になるあり方がなければならぬ。こういう点から労働協会の必要ではないかというところを考えたのでございまして、そういう面において、経営に当る会長を選考するに当って大臣が選考することになつておりましたけれども——労働者の関係は常に対立になつておつて、その争いが、今度の私鉄のあれを見て同じでありますか、どうしても唯物的に走つて中心を忘れてしまふのです。でありますから一党一派に偏することはいかぬ、政界人はいかぬといふ先ほどの皆さんの御意見がありますが、この会長になる人は、ドイツのそういうような機関を見ても、そうやっておるのであります。近代

学識経験の必要なことは言うまでもない、しかし宗教的な情操が必要ではないかということに私は痛感するのである。あの争いをほんとうに直すには私は宗教的な情操が必要ではないかと思ふ。そういう人が中に入つて公平な裁断をする。これは裁判機関ではございませぬけれども、啓蒙その他のことをやるということになれば、自然そこにかざるを得ないのであつて、この会長に選考される資格者は、近代的な学識経験のほかに宗教的な情操の深い、つまりアデナウアーのような、信仰のもとに國政をつかさどるといったような信念的なものがなければいけないのではないかとこのことを私は考へておりますが、これについての四人の簡単な御意見をお伺いしたいと思ひます。

○森山委員長 長時間にわたりましてまことに恐縮であります。簡潔に御答弁願ひます。

○井上参事 だいたい松浦さんの御意見であります。宗教的という言葉で言ひ得るかどうかわかりませんが、けれども、公正なる人物であるということ、それから党派心のないということ、私は必要ではないかと思ふ。同時に信念を持つて労働者を愛するということとを根本に持つていなければいけないことだ。通俗的ないろいろなものは別として、労働者を敵とするとかなんとかいふふうな考え方は困るのであつて、やはり労働者を愛するといふ気持を根本に持つていただいて、労働者の信頼のもとに、国民としてもまかせ得る、信頼できる人であるということとを望みたいと思ひます。

○石川参事 全く同感であります。

ただ宗教心と申しまして、宗教心があるかどうかということとはなかなかわからないのです。私なんかは仏教ということになつておりますけれども、仏教であるかどうかかわからない。しかし私自身は非常に宗教的な男ではないかと実は思つてゐる。そういう点で、もし私が会長の候補になることがありましたら、あれは宗教心がないからという事でないことにしていただき

それからもう一つは、これはちよつと話が違ふのですけれども、さっきから資本蓄積ということを言われておりました。が、ごく近ごろ若い学者が、資本蓄積ということは銀行の預金の番付が上ることじゃない、労働者の日々の生活を上げていくということ、そのことがまさに資本の蓄積である。それはなぜかと申しますと、たとえば不況になりましたときに賃下げというやうな問題が起つたときに、どこでそれでは抵抗するかと、労働者が日々やっておるということにおいて抵抗があるということ、こういう点をよく若い学者が言つております。その若い学者の名前は申し上げません。私です。

○江幡参事 会長について宗教的情操ということがあります。私はあま

るやうな情操の方であることはよいことだと思ひます。ですからたゞ松浦さんがおつしやられた中で、労働協会のそういうやうな人をもつて事件を裁断するといふやうなお話があつたように思ひますが、私はつまり利潤配分がいいとか、そういうことよりも、あるいは三位一体でなければならぬといふことよりも、かりに三位一体なら三位一体という考え方がよいといつたしまして、なぜそれでは日本にはそういうものが生まれぬか、そういう点を

○沼田参事 今、今江幡さんがおつしたことを申し上げようと思つていたのですが、この協会は中労委と違ひ、協調会と違ひます。前回の発言で僕は申し上げようと思つて忘れたわけですが、外国の資本によつて研究をさせる方が公正であるといふやうな意見が、もしどこから出ておつたとして、その点については私はあまり賛成でない。やはりこういうものは国内の資本によつてやるという見解を持っております。

それはそれとして宗教的心情その他問題については、私は今何も申し上げることはありません。と申しますのは、問題は、私にとつては賀川豊彦さんがいいのか、徳田球一さんがいいのか、こういうことはかつてだれに選

ばすか、だれがそれをふさわしいと思  
うかという、この機関を作らすことが  
問題だ。だからもしかりに公正な機関  
が、もしこれを学術会議だとするな  
らば、この学術会議が賀川さんとい  
いと思つておるならば、それによつてや  
るべきだし、それはその選ぶ人たちが  
それをふさわしいと思つたからであ  
る、そういうものを作らなければいけ  
ないんだということは、実は終始一貫  
しておるわけでありす。それが主観  
的に評価する場合に、選出された男が  
いいか悪いかという、われわれ一市民  
としての批評をする場合には、これは  
またあるいは今おつしやつたような批  
評を下すことがあるかも知れません  
し、あるいは反対の批評を下すことが  
あるかも知れない。どうもそのこと自  
体よりも、私にとつて関心が持たれる  
ことは、だれがそれを最もふさわしい  
と選ぶであろうかということであり  
ます。

○江幡参考人 若干補足したいので  
すが、実は私がさいぜんの公述におい  
て申し上げた中で、外国から資金を  
もらつて研究するのが公平だと、もし  
そういうふうな印象を与えるような発  
言があつたとしたら取り消します。決  
してそう申してないつもりでありま  
す。私が申し上げたのは、特に労働  
問題の調査におきましては、なかな  
か日本においては研究費を出す者がな  
い。これはおそらく労働問題というも  
のは非常に重要だと考へておるには違  
いがないのでありますが、しかし当面の  
利益にはすぐ現われてこないという  
こともあるでしょう。これは組合の方  
はもちろんでありますが、使用者の方  
におきまして、なかなか金を出さな

い。従つて今日日本において行われてお  
りますいろいろな労働問題あるいは賃  
金問題の調査にいたしまして、ほと  
んどこれは外国から資金的な援助をも  
らつて行なつておる現状であります。  
これは私は率直に申し上げますが、国  
辱であります。

○松浦(周)委員 今の話はあなたの話  
じやなくて、滝井君が外国から資金を  
もらつたらどうかと言つたから、それ  
で話したのです。

「滝井委員」そうじゃない。もらつ  
たというのを聞いたと言つたのだ。  
よく聞いておつてもらわなけれ  
ば困る。」と呼ぶ。

○中山(マ)委員 何かで私訊んだので  
ございますが、日本におけるところの  
政府というものは、學者に対して十分  
なるところの調査費を出さない、それ  
だから結局日本の頭脳といわれるよう  
な人がみな外国へ流れていく。何年間  
の予定でもって外国で研究してもら  
うようにしておつても、もう日本に帰つ  
てくることを希望されないで、いつま  
でも外国におつて、日本の頭脳とい  
うものが外国へ流れるということ、読  
んだのか聞いたのか、ふと思ひ出した  
のですが、政府がここで十五億の金  
を出しまして、労働問題一つにしても、  
そういう世論に対してこういうことを  
するということ、日本政府として  
は、特に労働問題などに理解を持たな  
いとか何とかいうことを、革新陣営と  
いわれる人たちがおつしやることを考  
えますれば、これは一歩前進ではない  
かと私は考へますが、皆さん方が  
お考へになりますか。その頭脳が流  
れているということも認めになります  
か、これがある意味においては流れる

ことをとめる一端になり得るとお考へ  
になるか、お尋ねいたします。

○石川参考人 代表になるかどうか知  
りませんが、私アメリカにおりました  
で、特に自然科学系統は全くそうで  
す。私の友だちなんか、一緒に船で  
行った人なんか、帰つてこない者の方  
が多いくらいです。はなはだ遺憾と思  
います。ただしこの問題に關しまして  
は、金がないから外国へ行くという問  
題でないで、私はたといアメリカで  
何万ドルくれるからといつたつて、行  
く気は毛頭ございせん。それは私の  
専門學が日本の問題だからです。一年  
や二年は行くかもしれせんけれど  
も、ずっと向うで永久にやるというこ  
とはないと思ひます。これが一歩前進  
かどうかということ、まさにここで  
きめるべきことであつて、私たちの関  
することではないと思ひます。

○森山委員 多賀谷真稔君。時間が  
だいぶおそくなりましたので、恐縮で  
ありますが、簡潔に願ひます。

○多賀谷委員 先生方のお話を聞いて  
おりますと、若干の意見の相違はあり  
ましたけれども、この法案の準備とい  
うものは運営後にあるというふうな話  
が大部分であります。しかし私はこの法  
案の提案された動機というものがきわ  
めて問題にすべきものがあるのではな  
いか、その点が一つも触れられないで、  
何か労働協会法案だけが抽出して論議  
されている。こういうところに問題が  
あるのではないかと思ひます。私た  
ちは今後の運営とともに、やはりこの法  
律を審議しております際に参考にするべ  
き点は、政府がなぜこれを出している  
か、どこに意図があるか、こういう点  
がやはりきわめて問題ではないかと思

います。学校の先生方の勤務評定だけ  
の問題を取り上げまして、それは教  
育そのものの評価ということとは困難で  
あらうと思ひますが、それ以上に労働  
組合対策、日教組対策として出されて  
いるところに問題があると同様に、や  
はり労働協会法案も、そういう面があ  
ると思ひますが、その面の話が欠けて  
おつたのではないかと思ひます。そこ  
でお尋ねしたいと思ひますが、政  
府の提案理由の説明の中にも、なるほ  
ど日本労働協会法の第一条には、労働  
問題についての研究というのが目的に  
出ておりますけれども、提案理由にお  
きましては、そういうことは書いてな  
い。それはずっと後にちよつと付帶的  
に書いてあるにすぎない。それはすな  
わち、一方においては労働組合運動を  
頭から否定する者もいる、あるいは反  
面においては労働組合側の行き過ぎが  
ある、この正しい批判の目を養わな  
ければならない、こういうことが主題に  
なつてゐるわけであつて、そうしてこれ  
は従来とも鋭意労働使及び国民一般に對し  
て労働教育を行なつてきたけれども、  
役所がやる仕事は不得手な分野が多い  
から、大衆的に、機動的にやる必要が  
ある。これが要するにこの労働協会法  
案の提案の趣旨なのです。そこでその  
点について皆さん方の御意見を聞きた  
いと思ひますが、ことにこの法案が出  
ました動機といひますものをわれわれ  
が外部的に見ますと、昨年の九月四  
日に政調会の労働部会で労働新政策と  
いふのが出されました。そうして労働  
関係安定策といふのが発表された中  
に、次のようなことがうたはつてあるわ  
けです。健全な民主的な労働慣行の確  
立を促進し、極左勢力の強力な宣伝活

動に對処するため、強力な民間団体を  
設置する。そこで私たちは極左勢力の  
強力な宣伝活動とは何かということ  
調べてみましたところ、これは昨年  
の六月の総評の大会において、総評機  
関紙を日刊紙にするという提案がなさ  
れた。このとき執行部は三十億という  
予算を組んだのですが、日刊紙にする  
については金がよけい要するという  
ことには否決になった。そういうよう  
なことに對して、総評でも日刊紙を出  
す、これは大へんだということ、民  
間団体といふことが出てきたとわれわ  
れは聞いておる。また外部にもそうい  
う発表がなされておる。そういうこと  
をわれわれは考慮せずしてこの法案の  
審議はできないと思ひます。そこで私  
は石川先生並びに江幡さんに、一体立  
法の動機をどういうふうにお考へにな  
るか、これをお聞かせ願ひたいと思  
ひます。

○石川参考人 立法の動機にまで入り  
ますと、実はよくわからないのです。  
ほんとうのことを申しまして、あるい  
はこれを成立させるつもりはなく、ほ  
んとうは最賃の方であつて、これは当  
てうまかどうかというふうなこともあ  
りますが、私よくわからないのです。  
今極左勢力云々、日刊新聞に對する  
ものだったり、それがほんとうだと  
したら、それはナンセンスな話で、と  
もかくも私たちこそまではちよつと考  
えてもおりませんでし、なぜ組合  
側の方が反對するのかよくわからな  
いので、今教え願つた程度であり  
ます。ただ少し乱暴ですけれども、も  
しこれができて総評がだめだと言つた  
ら、総評が出たらどうか、まあこう

言いたいですね。あまり長くなりますからその程度で……。

○江幡参考人 立法の動機をどう考えるかという点でありますが、私は提案理由によって判断するわけでありまして、先ほど多賀谷委員がおっしゃいましたように、昨年九月の自由民主党の政調会のあの決定と結びつけてお考えになることも、もちろん自由であろうと思いますが、ただし、立法の動機がたまたまそうだったとしても、この機構の内容あるいは運営の方法によつては、これを是正できるのではなからうか。この立法の動機にとらわれて、どうにもならないのだと、そこまでする必要はないかどうか、これは私若干疑問があるように思っています。従つて、特に私どもといたしましては、かりに立法の動機がそうでありましたとしても、たとえば労働組合運動を頭から否定してかかる使用者とか、あるいは労働組合側の行き過ぎ行為というものを是正することがあるといたしましても、問題はそういうふうな当面の問題がなげ起るか、そういうことに重点を置いて調整をしていけば、やはり若干修正できるのではなからうか、そういう感じを持つわけでありまして、

○多賀谷委員 私たちもこの法案は、食へてはみたいけれども命は惜しい法案だ。(笑聲)それで労働局始まつて以来の膨大な予算をとられたというようなことから、何とかして目の目を見せたいと思うのですけれども、われわれが審議しておりますと幾らも疑問が出てくる。そこで、いわゆる学術的な研究あるいは基礎的な調査の範囲にとどまりますれば、それは異論のないところで賛成できると思う。ところが問題

は、対組合の啓蒙であるとか組合に対して、あるいは一般に対して放送をするとか、こういう点が問題じゃないかと思うのです。今松浦前労働大臣が、はしなくも語るに落ちるような言葉を言われましたが、私鉄の争議はけしからぬという考え方が、それで労働協約を作つて何とかしたいという考え方が自民党内にはある。いかに良心的な役人が頭の中で考えても、十五億の予算がついたという事実を見れば、今のシビラな政府がこれだけの金を出すところには何らかの意図がある。これはわれわれが逆の立場だからそう言っているのではない。そこで、放送についてどういう放送をするんだらうかというのでいろいろ聞いてみたが、結局ある争議が起る。そうすると第三者か、あるいは労使双方を呼んで、この争議についてはどう考えるかというのを聞くんだ、こう言うのです。そうすると当面の争議に対して水をぶっかけるか促進するかわりませんけれども、とにかくそういうことはすべきでない。なぜ政府がおやりにならないかといへば、政府は要するに、大臣の言葉をかきつて言へば、大衆性がない、機動性がない、というのは政府には政府としての、具体的な争議には中立であるという原則があるわけだ。そこで政府は出ていけなければ、民間団体にやらすならだめというところにある。この法案のねらいがあるように見える。私はむしろ現在、労働組合として労働教育については十分熱心とは言えませんが、これを助長していきう方が弊害が少いのではないかと考へるわけですが、この何とない機関

にただ金だけ出して、実際は人事その他の面において政府があやつつて、表面はいわば民間機関という形にして争議に介入してくるという面があるのではないか、こういうことを危惧するわけですか、これについて沼田さんからお考えを伺いたい。

○沼田参考人 情勢はよく存じ上げませんけれども、また参考人というものは、私は参考意見を述べるには一つのワケがあり限界があるのではないかと考へます。それで結局ある法案が出た場合でも、参考意見となれば、そのいろいろの意図が明確にされて、それをも含めて参考意見を述べよという道があるものだと思つて、それをも含めて評価する。そうすれば今のような事情を背景として、もつていかんとなす、こうおっしゃれば、これは明らかに御用化であり、争議介入であるというような意図をもつて出された法案に対しては、善良なる市民はとうてい賛成できないことは明らかです。ただ私ども参考人として申し上げましたのは、この法案をながめて、ここからどのような危険性があるか、そしてこれが労働関係を円滑ならしめ、あるいはまたいろいろ研究その他のことについて、この協会の任務を果すことが社会全体にとってプラスになり得るようになるために、どれだけの条件が要するかというのをながめてみますと、先ほど申し上げましたように、下手するとマイナスの面が少くない。だから参考意見としては、本委員会初め国会本会議において、その危険だと思われる点について、どうぞしっかり修正をしていただきたい。それでなければ、それが修正せられないのであれば、

にただ金だけ出して、実際は人事その他の面において政府があやつつて、表面はいわば民間機関という形にして争議に介入してくるという面があるのではないか、こういうことを危惧するわけですか、これについて沼田さんからお考えを伺いたい。

ば、この法案はまだある時期まで待たなければならぬこともあり得るかも知れない。だから食へたくも命も惜しいとおっしゃいますけれども、その辺のところは食へる人の責任においてやつてもらわなければなりませんので、私も参考人としては、これにはこういう毒がある、フグは毒がある、しかしながらこの毒は血液の中にあるのだから、これをのければこのフグも食へる。しかしそれにもかかわらず、この肉の中へ毒も仕込んであるのだ。そのことについてはこの法案自体からはわからない。それはいわゆる情勢の問題つまり意図の問題で、毒を仕込んであるフグだから、たとい血液を除いても食へないとおっしゃれるかどうかは、毒を仕込んだかどうかの証拠の問題であつて私はよくわからない。ただ問題は、私どもとしてはどこに毒になつていふものがあるかということをして先ほどから申し上げまして、そしてこの毒をのけるための努力をしてもらいたい。しかし第一の前提として、この法案の対象となる労働組合が反対をしておるといふ事実をよほど考へて審議する努力が積み重ねなければいけません。果してその努力が積み重ねられれば、か、それともわからない、今のところ説得が進んでおるかどうか、とうてい一市民としてはわかりません。そういうことを申し上げておるわけでは、なほ不足な参考意見であるかも知れませんが、それはやむを得ない限界があるかと思ひます。

○森山委員長 これにて参考人の方々に對する質疑は終了いたしました。この際参考人の方々にこあいさつを申し上げ。御多忙のところ長時間にわたる御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

○森山委員長 次に昨七日本委員会に付託されました野澤清人君外七名提出の医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。まず提出者の趣旨説明を求めます。野澤清人君。医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案

医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案

医師等の免許及び試験の特例に関する法律(昭和二十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。  
第一条の二を次のように改める。  
第一条の二 医師法第三十六條第三項又は第四項の規定に該当する者に対する医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお、試験を受けることができる回数に関する部分を除いて同法同条第三項の例によることができる。  
第三条の二を次のように改める。  
第三条の二 歯科医師法第三十三條第三項又は第四項の規定に該当する者に対する歯科医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお、試験を受けることができる回数に関する部分を除いて同法同条第三項の例によることができる。

医師等の免許及び試験の特例に関する法律(昭和二十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。  
第一条の二を次のように改める。  
第一条の二 医師法第三十六條第三項又は第四項の規定に該当する者に対する医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお、試験を受けることができる回数に関する部分を除いて同法同条第三項の例によることができる。  
第三条の二を次のように改める。  
第三条の二 歯科医師法第三十三條第三項又は第四項の規定に該当する者に対する歯科医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお、試験を受けることができる回数に関する部分を除いて同法同条第三項の例によることができる。

第六条の次に次の一条を加える。

第七号 引揚者（昭和三十年十月十五日以降引揚げたる者に限る。）であつて、引揚の直前に歯科技工法（昭和三十年法律第六十八号）第二条第一項に規定する歯科技工の業務を行つていたもの又は引揚前に引揚げたる三年以上同法同条同項に規定する歯科技工の業務を行つていたものは、この法律（医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第 号）をいう。

以下この条において同じ。）の施行後三箇月以内（この法律の施行後引揚げたる者については、昭和三十三年十二月三十一日までの間において引揚げたる日から三箇月以内）に、その氏名、住所その他厚生省令で定める事項をその住所地の都道府県知事に届け出ることが出来る。

2 前項に規定する者に関しては、歯科技工法附則第二条第二項から第七項まで、第五条及び第七条の規定を準用する。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

理由  
一定の資格ある者の医師又は歯科医師の免許及び試験に關し従前の例による特例試験を受けることができ、引揚者のうち一定の資格のある者に対し歯科技工士の受験資格に關し特例を認める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○野澤委員 たいだいま議題となりまして、医師等の免許及び試験の特例に關する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

終戦前に満洲國、朝鮮、台灣、樺太等の地において、その地の制度によつて医師または歯科医師の免許を得ていた者うち、昭和二十八年三月以降引揚げたる人々につきましては、現行法によつて免許を取得するための特例が講じられていたものであります。昭和二十八年三月以前に引揚げたる人々につきましては、医師法または歯科医師法の附則に規定されていた同様の特例が昭和二十八年または昭和三十年をもつて期限が切れたために、現在では國家試験予備試験を受験する以外には免許を得る道が閉ざされているのであります。

しかるにこれらの人々の中には、特例が認められていた期間中に免許を取得することができなかった者がなお相当数の状況であります。

以上のような現状にかんがみまして、昭和二十八年三月以前に引揚げたる人々に対ししても、それ以降引揚げたる人々と同様に昭和三十四年末まで免許取得のための特例が認められるように現行法を改正しようとするものであります。

なお、特例試験の受験回数につきましては従来二回に限って受験することができるとされていたものであります。が、今回、回数の制限は行わないこととしたのであります。

次に外地で歯科技工の業務を行なつていて昭和三十年十月十五日以降引揚げてきた人々につきましては、内地の特例技工士との均衡をはかる必要上

その法務の継続、歯科技工士試験の受験資格について特例技工士と同様の資格を認めることとしたております。

以上が本法改正の理由であります。が、何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられるようお願い申し上げます。

○森山委員 次に質疑に入るのであります。が、本案につきましては、質疑並びに討論の通告がありませんので、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○森山委員 御異議もないようでありますから、採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕  
○森山委員 起立総員。よつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。

なお本案に關する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○森山委員 御異議もないようでありますから、採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕  
○森山委員 起立総員。よつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。

なお本案に關する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○森山委員 御異議もないようでありますから、採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕  
○森山委員 起立総員。よつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。

なお本案に關する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○森山委員 御異議もないようでありますから、採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕  
○森山委員 起立総員。よつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。

午後四時十五分開議  
○森山委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

内閣提出の日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案及び八木一男君外十二名提出の日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。八

木一男君。  
○八木（一男）委員 日雇労働者健康保険法の政府案について、並びに政府のその他の考案について厚生大臣に伺ひたいと思ひます。この前に一番最初の点だけ質問を申し上げます。その後とたえておりました。が、自後の点について要約して御質問を申し上げます。

傷病手当金の問題でございします。が、政府原案では十四日、それから出産手当金も十四日となっております。これにつきましては社会保険審議会並びに社会保険制度審議会において、少くとも両方三十日にすべきであるといつておるわけでございします。わが党の案ではこれが九十日になつてゐるわけでございますが、傷病手当金の本質から見て、当然健康保険の六カ月に合

わける方に大幅に近寄つていかなければいけないと思ふのですが、最初に十四日というような短かいことでは非常に満足であると思ふのです。その点につきまして厚生大臣の考えを伺ひたいと思ひます。

○堀本國務大臣 傷病手当金、出産手当金等についての御質問でありました。が、私どもはいたしまして、社会保険制度審議会の答申にできるだけ近寄らせたいというのを考えたのであります。が、御承知の通り、現在の日雇労働者健康保険法は、現行のままで参りましても相當の赤字が出るという状況にありまして、長い間の懸案でありました傷病手当金、出産手当金等を新しく創設いたしましたような次第でございまして、保険財政との關係及び政府の財政上の許す限りの限度という点でございましたものであります。か

ら、必ずしも満足する状況ではございせんが、まずさしあたり新しい制度をしくときにこの程度でまんとし

ていただこうという考案で原案を作成いたしましたような次第でござい

ます。  
○八木（一男）委員 同様に両審議会の答申で待期四日間は長過ぎる、少くとも三日にすべきであるという答申が出ておるわけでありまして、それにつきましてのお考えをお聞きたいと思ひます。

○堀本國務大臣 待期四日を三日にすべきであるといふことも、大体社会保険制度審議会の御意向として私ども了承いたしておることであります。しかしこれらの点につきましても、全般の状況を考え、かつ失業保険等との關係をも考慮いたしますときに、四日でもつてまず日雇労働者健康保険の人はがまんしていただこうということできめまして、今後の次第であります。

○八木（一男）委員 厚生大臣はその点は将来において待期を減らす、あるいはまた出産手当金、傷病手当金の期間をもつと延長する、少くとも九十日ぐらゐにする、そういうお考えをお持ちであるかどうか。

○堀本國務大臣 待期の問題及び出産手当金の問題、傷病手当金の問題等につきましては、もとより私どもとしては保険財政の許す限り、その給付内容の向上ということを期すべき當然の考案方でございします。できるだけ諸般の情勢を考慮しつつ早く実現いたしました

い、こういう考案方でございします。  
○八木（一男）委員 總括的に社会保険制度審議会、社会保険審議会の答申を尊重する御意思があるかどうか。

○堀本國務大臣 社会労働委員会議録第三十四号 昭和三十三年四月八日

一六

とはよく存じております。と同時に、これらの人がやはりそれに相應する労働

やつていくかやつていかないかですから、そういうふうにならんと願つても、やはり今回の改正案によつて、私どもが何を意圖しているかということとは明らかなんですから、できるだけ御趣旨に従つて参りたいと思います。

○八木（一男）委員　厚生大臣にさらにまだ質問があるのですけれども、閣下連が有りますので労働省にちよつと問をう入れまして質問をしたいと思ひます。

労働大臣にこの前申し上げたのです

が、日雇労働者健康保険法の改正案が、今度の日雇労働者健康保険法の改正案に、国庫負担を上げるとか、傷病手当金、出産手当金をつけるといういい面もございますが、保険料の値上げという非常に悪い面がございます。しかも保険料の値上げは傷病手当金、出産手当金の給付の額よりも、保険料

の値上げの額の方が多いわけですね。その原因は何かといいますと、結局全部、国庫負担で解消すればいいのですが、その点は大蔵省に質問しますが、もう一つの原因は労働省の政策に関係があります。というのは失業対策事業が十

分な就労日数を持ち、十分な賃金を持てば、現在の保険料の料率でも十分に傷病手当金をつけ、さらに給付をふやすことができるわけですが、すそが、そっちの方が戸惑いをしているため

に、保険の方にしわ寄せが来て保険料を厚生省は値上げをする。この点もけしからぬけれども、労働省がそういうことではいけないのです。われわれの力が失業対策のワツをふやすから、就労日数をふやすから、賃金を上げるからそういうことは待つてもらいたい、保険料値上げは困るということを、労

働者側に立つて労働省は主張されるべきです。その点は七月に石田さんが労働大臣になられたときに、この失業保険法とか日雇労働者健康保険法は労働者に重大な関係がある、それを厚生省だけに任せられているのは、労働省がその点についていろいろとお手伝いをしなかつたり、あるいは労働者側の希望を述べずにほったらかしてあることとはけしからぬ、これからはしてくれと言いましたところ、労働大臣は大いにするとおっしゃったのです。ところがそれから半年たつてみると、労働省が当然主張なさつたならばそうはならなかつたでしようし、また労働省側が十分に失対事業を拡大したら当然そうならなかつたであらうと思つたことがうなづいてしまつた。これは労働省の重大な責任だと思ふ。それについて労働省側の意見を一つ聞きたい。

○三治説明員 私のお答えだけでどうかと思ひますけれども、この健康保険法の改正につきましては、実は私の方では予算を大蔵省が入れたのは第一次内示で初めて知つたので、それから私としては事務的には相当折衝したつもりでおります。それから事業その法案の大蔵省原案に対する四階級なんかも、非常に失対事業をやるわれわれの立場から見れば失業保険と分れる。これは印紙が四段階になつてゐる。実際問題としていまして、一たん事業主体が郵便局から買入れた印紙を、あとで余つたから返す。また賃金をすりかえた場合に、三級から二級に上つた場合に、三級の印紙が余つた場合はこれは事業主体の完全な負担になつてしまふ。そういう関係でわれわれの方としては事務的には非常に簡素化してもら

いた。もちろん現実には給付を受ける方の立場から申しますと、やはり賃金階級別にそれぞれ六割、大体概算でやつていきますと、賃金が四百円とか二百八十円、百五十円という段階的に印紙ができることによつて、実質上の傷病手当金は違つてくるわけなんです。その方が受ける側から見ればいいけれども、失対事業をやる立場から見ると非常に問題があるというふうなことで、予算の原案から見ると実際の今度出された法案までは私の方としては厚生省、大蔵省に強力に意見を申し上げて、あるいは一部の委員さんには不満の点もあつたようですけれども、われわれとしてはこれは労働省としての立場を十分反映してもらつたと思つております。それから予算の問題でございしますが、これはそういうふうな関係で結局時間切れになつてしまつたわけなんです。これは施行されて実施の部面の場合には、われわれの方としても労働者の現在の手取りが下らないように、できるだけ実行上の部面について大蔵省とも折衝し、実行部面について労働者から二円、三円差し引かないようにできるだけ努力するつもりでおりますので、現在のところどうしようという方向、最終的な明快な御答弁は申し上げかねますけれども、そういうふうに行き渡り部面では十分努力して参りたいと思つております。

○八木(一男)委員 十分に反映していかう言われるが、こんなものでも十分反映したと言われればとんでもない。こんなものを一文も上げたらいけない。少くとも労働者負担を一文も上げてはいけません。そんなもので十分反映したと言われるようでは、労働省が本腰を入れてこの問題にかかつていない証憑だ。それについてどう思われますか。

○三治説明員 これはやはり保険の給付が上つてそのために財源が要る場合、これは社会保険ですが、失業保険においてはそうございしますし、やはり労働者が政府負担は一応別として、どれだけ負担するか、割合は別として労働者が社会保険で平等に負担するという部面については、私の方としてもこれはもうやむを得ないことだと思つております。この負担が使用者側だけ負担がふえて労働者側が負担がふえない……。

○八木(一男)委員 そんなことを聞いてない。労働折半の条件なんか聞いてない。

○三治説明員 労働省としては、社会保険として保険料がやはり給付が上るために財源が要る、そのために労働者が……。

○八木(一男)委員 そんなことは聞いてない。保険料全体のことを聞いています。保険料全体が上つたことについて……。

○三治説明員 だからわれわれの方としては、傷病手当金という給付がふえてそのために財源が要るのだから、厚生省が保険料を上げられるという部分についてはこれはやはりやむを得ないと思つております。

○八木(一男)委員 給付がふえた金額よりも保険料の上つた金額の方がはるかに大きいのですよ。そういう説明をされるところを見ると、この法案にほんとうに取組んでおられるとは私は理解できない。保険料の値上げの部分の方が給付のふえた部分よりも多いのです。そういうふうには理解されたらそ

んな答弁ができるはずがない。それにいつてだけ、折半負担なんか、よいことを言わないで。

○三治説明員 それはまあわれわれの方も赤字の経理の内容が、給付の内容と保険料の値上げとがどうかとか、その部分についてはまだ研究しております。

○八木(一男)委員 そういうことだから困るんですよ。あれだけ言つていながら、労働者に重要な関係がある、しかも失対事業の自由労働者に非常に重要な関係ある法案を、労働省がそんなことがわからないで、十分に反映したと言つておられるけれども、法案の内容がわからないで十分に反映ができませんか。ほんとうにわからなかつたに反映したらこういう法案はもつとよくないと思ふ。労働省が労働者のことを考えていない証憑じゃないか。労働大臣は問題にされてゐるのですか。

○小沢説明員 ただいまの労働省に対するいろいろなお尋ねでございしますが、いろいろ事務的な交渉なりその他のことに関連しておりますので、先生に一言御了解をお願いしたいわけでありまふ。

先生のおっしゃるねらいあるいはそのお気持は十分わかるのでございしますが、実は御承知の通り、昨年度の予算編成に際しましては労働省の方で失対労働者の賃金改訂をおやりになつたわけでありまふ。そのときに実は同時に、そういうような機会にこの保険料の改訂の部分から見て、失対労働者を相当多数の部分にかえておられます。われわれの方の日雇労働者健康保険の保険料も当時すでに相当の赤字でございまして、また将来給付内容も若干ずつで

も改善したいという気持を持っておりましたので、労働省の好意ある連絡を受けまして、われわれの方もそういう点をかみ合せて、端的に言いますと、その改訂の時期にむしる保険料の引き上げを合せた方がいいんじゃないかなうかというふうなことも実は主として大蔵省からもいろいろお話をございましていろいろと検討したのであります。けれども、失対賃金の引き上げをやりましたにもかかわらず、私どもの保険料は、実は給付改善等の措置が若干でもこれに伴いますればいいわけではございますが、そういう点の見込みが立たなかつたものでございしますから、私の方の日雇労働者健康保険の財政が非常に困難をしておりますが、実は保険料の引き上げというところを見合はしておるわけではあります。むしろそういう面から見ますと、いろいろ御意見もございしますけれども、今回の保険料の引き上げは賃金の引き上げよりも一年おくれたというようにお考え願ひまして、若干のところは一つ御了承を願ひたいのでございします。

○八木(一男)委員 賃金の引き上げよりも一年おくれたのですか、賃金引き上げの方がおくれたのですか。

○小沢説明員 いや、前年失対事業の労働者の賃金の改訂をやつたわけでありまふ。御承知のようにこれは昨年度から行われておるわけでありまふが、保険料の方の引き上げは、何も理論的にそれと期を一にしなければいかぬというところではもちろんありませんけれども、私どもが保険料の引き上げを本年度から実施することにしたという結果だけを見ていただきますと、程度の差は若干ありまふけれども、賃金

引き上げの方がちょうど一年先に上りまして、保険料の方は一年引き上げがおくれているわけでございます。そういう点で、私八木先生の御意見に反論をいたすわけではないのであります。が、ただそういう事情がありますので、一つ好意的にごらんをいただきたいというのを申し上げておるわけであります。

なお、労働省の方も、先生おっしゃるような線に従った事務的な御努力というものは昨年度非常に強くやっていたので、実はその点についてはむしろ労働省に事務的に迷惑をかけたことをわれわれ非常に心苦しく思っておるような次第でございます。むしろ先生のお気持は保険料の引き上げの点に問題が集中されておると思えますので、労働省の方の努力なりあるいは善処なりということにつきまして、一つ御了解をいただきまして、こちらの方の議論に移っていただきたいというのをお願い申し上げます。

○八木(一男)委員 労働省も厚生省も両方ともともない考え方を持っておる。今の課長の説明なんか、とんでもない。賃金を引き上げたらずる保険料を引き上げようなどというところは、日雇労働者健康保険に関する限り考えるべきではないのです。失業保険と違ふのです。現金給付が賃金に比例してくるとか何とかという問題ではなしに、病氣なんだから、物価が上るとか何とかそういうことをまたおっしゃるかも知れませんが、そういうことは別にして、療養給付が大部分の給付を占めておる以上、それは大体においてそのままなんです。それはそのままの金額しか要らないのです

よ。賃金が上ったって、それで保険料を上げるという考え方を基本的に厚生省が持っておられたらとんでもないことですよ。賃金が上がる、だから現金給付が上がるという条件があるならば、その部分、その割合だけは保険料を上げるという理屈も一応成り立ちます。しかし日雇労働者に関する限りは非常に貧困だからという理屈は成り立たせてはいけません。物価の水準は別として、少くとも医療給付というものは賃金とそう直接関係はない。医療給付が大部分の給付である以上、賃金が上ったから保険料を上げるという考え方を厚生省が持っておられたらとんでもない。それについては厚生大臣のお答えを願います。

〔野澤委員長代理退席、委員長着席〕

○堀本国務大臣 私ども自身は、率直に言つて社会保障を推進していこうという立場にあるわけでありまして、でありますから、すべての観点はその方向からものを考へてゐるのです。従いまして全体として考えますと、今度の場合でも、国庫負担の割合をふやしまして、一割五分の国庫負担では、率直に言つて日雇健康保険の性質上満足すべき状況でない。むしろ三割がいいという議論も出て参るということも存じております。また、社会党のおっしゃるようにもっと国庫負担を多くしまして、少くとも五割ぐらいまでいくというようなお考え方も一つの考え方だと私は思ひます。むしろ社会保障が財政的な制約というものが少ければ少いほど、またある程度従来の考え方より進んだ考え方に於いて編成され

る以上、そういう点でもって物事を考へていく、方向としてはおっしゃることに私は異議はありません。ただ実際の問題として、能力のある場合、能力が幾分でもふえたというときに、その分についても考慮するのは、これは保険財政から見ましてやむを得ないことじゃなからうかというふうに考へてゐるのであつて、大へんおしかりであります。私ども基本的な頭の方はそれであります。ただ事務として見ますときに、従来とのいろいろな事務的な権衡を考へることも、財政上の制約を受けるときにはある程度これはやむを得ない処置であるというようにお考え願ひたいと思ひます。

○森山委員長 ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○森山委員長 速記を始めて下さい。

○八木(一男)委員 厚生大臣が、賃金が上ったから保険料を上げるというようないふことはいけないう考え方に基づ本的にお認めになりましたからこれでいいですけれども、別に私は小沢君をつるし上げるわけではないが、そういうさっきの言葉の言い回しの関係がもしも、労働省の非常な不備な点がある。そういう点を御研究になつておらないと思ひますが、やっぱりそういうものは十分に研究されて、厚生省と話し合ひ、厚生省と意見一致したら、両省一体になつて大蔵省に当られれば、大蔵省が財政で何かごちゃごちゃ言つても、二つの省が一致したら、もつといふ案になるはずですよ。そういう点で労働省が非常に怠慢であつたといえる。その点御存じだったので、首なんかかかしておられるけれども……これは面子のことじゃないですよ。ほん

うなことも通らないではありませんけれども、もうでない以上、賃金値上げとこの日雇労働者健康保険の保険料の値上げというものは断じて関連して考へるべきではない。保険料の値上げはすべきではない。そういうような貧困な労働者に対する健康保険の内容を強めるには、国庫負担をもつてやるのが本筋であるということを一銘記していただきたいと思ひます。厚生大臣の御答弁は基本的にけっこうでございます。

今度は労働省の三治さんに伺いますけれども、今のようないふことから、あなたは保険料の値上げの方が傷病手当金、出産手当金より金額が多いといふことを御存じのほうです。さらに言ひたいこともあつたけれども時間がありませんが、今度の傷病手当金は七月から、保険料の値上げは四月からで、三月遡り。その間においては保険料値上げ法案——三治さん、それは間違ひないです、時期が食い違つてゐる点は、小沢さんも言つておる。保険料の値上げが先に行われて、傷病手当金を出すのはあとなんです。そういうところにも、労働省の非常に不備な点がある。そういう点を御研究になつておらないと思ひますが、やっぱりそういうものは十分に研究されて、厚生省と話し合ひ、厚生省と意見一致したら、両省一体になつて大蔵省に当られれば、大蔵省が財政で何かごちゃごちゃ言つても、二つの省が一致したら、もつといふ案になるはずですよ。そういう点で労働省が非常に怠慢であつたといえる。その点御存じだったので、首なんかかかしておられるけれども……これは面子のことじゃないですよ。ほん

どうのところが知つておられたら、今みたいな、十分だといふような御答弁がなされるはずはない。そんな表面をつくられないで、今までの怠慢であつたことは認められて、これから態度をかえられなければいけないと思ひます。それについてはつきりした返事を伺ひたい。よけいなことは要らない。

○三治説明員 保険料を上げるのと給付の開始のことにつきまして、私の方は当初は年度初めから上げる案の指示があつた。それについて労働省として、ただ値上げと給付との間に、二、三カ月のずれがあるといふのは、やはり、これは御存じだと思ひますけれども、給付するからには、財源がなかつたらぬ。二、三カ月のずれがあるといふのはやはりやむを得ないことだと思ひますが、当初の案の年度当初からまた値上げをするという二段階の大蔵省案に対しては、私の方もずいぶん反対して、これは給付と見合つた値上げの方にやつてもらうやうに、時期はちよつとずらしてゐるのであります。

○八木(一男)委員 厚生省と労働省にその点ははつきりとさせておいていただきたいと思ひますが、給付を受けるには要件があるから二カ月前でいいというのは間違ひですよ。それは首なんかかかしてないさい。最初に法律ができたとときには、いろいろな要件があるから二カ月前で始まるというののは、筋が通ります。しかし、今まで法律ができていて、要件が適當であるかどうかということは判定がつくのだ。そうしたら、財政上は傷病手当金がふえた

ときから、それに見合う上った保険料が入るのですから、財政上は、途中からだったら、同時に始まるのが当りまえです。新法だったら、要件がわからないから二カ月見なければならぬというところは、労働省の三治さん、おそらく小沢さんもそうだろうと思うけれども、これはそう簡単に考えられては困る。僕らがひまのない中でやっても、そのくらいのことではわかるのですよ。あなた方がほんとうに労働者のことを考えておられたならば、傷病手当金がここに付いた、保険料は十月から上る、そのときに対応すればパランスがとれるというのは、大蔵省の役人に聞いてもわかるはずなんです。ただ要件がわからないから一番最初にやる時には二カ月待たなければならぬ。しかしこれはすでに決まっている法律ですから、要件はわかっているはずなんです。そういう点はもっと労働者に親切に考えて、親切味のある案にしたいんだかなければ困る。通り一べんで、要件があるから二カ月前でなければいけないというように繁文縷礼の考え方で、こういう零細な労働者のことを考えてもらっては困る。それについてお考えを承りたい。

○高田(正)政府委員 今回保険料の値上げをいたしましたにつきましては、八木さん御指摘のように、傷病手当金創設に伴うあるいは出産手当金創設に伴う三分の二分の国庫負担以外のその保険料に相当する値上げ分もございいます。しかし同時に、御指摘のように、医療保険の面が、いわゆる疾病給付の面が非常に財政不健全な状態を示しておりまして、これを健全化するという面があるわけがございます。従いまし

て、前者につきましては支給期日開始日の十月一日からやる、後者についてはこれは年度初めからやるべき筋合いのものであります。そういうふうな考え方でも理論的にはできるわけでございます。ところがそういういたしますと、二回にわたって保険料の引き上げをしななければならぬ、まあ切手もまた作り直さなければならぬ、関係者にも非常なお手数がかかるというふうな諸般のことを考えまして、両方合せて四月一日でもなく、十月一日でもなく、七月一日からというふうに、私どもは考えたわけでありまして、従いましてそれは理論的には分けてやる考え方もありますけれども、そういうふうな実際問題を考慮いたしましてやりましたので、その辺の事情は一つ先生におかれましても十分おくみとりを願いたい。御指摘のように、確かに赤字対策のいわゆる健全化の部面に相当する保険料値上げもあるわけでありまして。

○八木(一男)委員 その先にあげられたのは、われわれは非常に反対ですけども、一応保険局長の説明は、いけない方法ではあるけれども、理屈としては合うと思えます。三治さんも一つそういう点を分けて簡単に考えられないでやって下さい、理屈としては合わないです。それから三治さんの方にさっきのことでお伺いしなければならぬのは、結局そういうことですから、至急に失対事業の賃金を上げてそのワケを広げて就労日数をふやすというのをしなければならぬわけでありまして、労働省としてそういう点についてどういうふうにお考えか、積極的に取り組まれるお考えを持っておられなければいけないと思えますけれども、それについての御答弁を伺いたいと思えます。

○三治説明員 私の方で今考えておりますものは、就労日数の増加ということにつきましては、もう予算も日数はきまっておりますし、これはちよつと実行上不可能かと思えますが、保険料の値上げのね返り分についてはわれわれの方の実際問題としての賃金支払の技術的な問題からいっても、二円というふうな値上げの問題について非常に処理がしにくいので、この点は労働者側に保険料値上げに伴うの手取りが減らないようにするように努力したいと思っております。

○八木(一男)委員 三治失対部長に、実際的にはね返りが労働者の負担にならないようにしていただく、これはぜひしていただきたいと思えます。ことの予算がきまっておりますから、ことしのこと言っても無理ですけれども、来年度以降においてあるいは今年度の補正その他において失対事業の賃金を上げるとか就労の日数をふやすとか、そういうことを進めていただかなければならぬと思えますが、それについて總体的な話でけっこうですけれども、労働省としてはどういうふうにお考えかという点を伺いたい。

○三治説明員 ことに就労日数の問題につきましては、われわれの方も従来とも就労日数の引き上げについては毎年努力しております。今後とも努力していきたいと思っております。寄せをさせないようにする、これはぜひやっていただかなければならぬ。ただし今度賃金の値上げとか就労日数の引き上げをしたからといって、へずるようなことをしないで、これはこれとして、こっちはこちとして当然やるべきことをやっていただかなければならぬと思えますが、一つそれについてのお考えを伺いたい。

○三治説明員 御指示の趣旨に沿って努力していきたいと思っております。

○八木(一男)委員 それから三治さんに対する最後の質問をしますけれども、さっきの折半負担です。これは簡単に考えていただけないかと思えます。労働者の健康保険、これは健康保険法と全部関係ありますが、そういうものはいろんな観点、事情で、工場によるものは全部使用者が見るといふこととから、一般の傷病にも適用されて、歴史的に見てだんだんここにきたものなんです。そういうことで、本来は全部使用者が見るといふものと原則があつたわけなんです。それで今、半分だとな数がいけない、いいし、資本家も半分にしたから半分々だと言っているけれども、こんなものが学説的にいいものになつていくわけではないのです。ただ、今までの社会保険が折半負担になつていく点が、日雇労働者健康保険法よりもほかの健康保険法のようなものが未発達なんです。労働者負担の方が少ないことは、この点で日雇労働者健康保険法が発達しておるのです。ほかのものがたくさんあるからといって、幼稚なものをもとにして考えていただけないかと思えます。発達したものをとって発達させて、未発達のはほかの健康保険法や何かをそれに近づけるようにしていくことを逆に考えなければならぬのに、ただいますい方の大きな方にならないうこと、この考え方をしたいかというところ、

その点について一つ御答弁を願いたい。

○三治説明員 そういう全体の議論になりますと非常に時間がございますので、先生の御趣旨もよくわかりましたので、今後とも研究したいと思えます。

○八木(一男)委員 では厚生大臣に御質問いたします。

まだそのほかに適用要件の問題も述べていただきたいと思えますし、いろいろとございしますが、厚生大臣はよく御存じですから、当然そういう御配慮は願えると私は理解いたしました。その点についてこれ以上時間を食うことを避けまして、最後に適用の拡大の問題でございします。昔から山林の労働者とか農林工とかつき添い婦とかという人々にこういうことを法的に適用すべきである、土建労働者に対しては適用でなしに法的に適用をせしめよというところしばしば議論されて、大抵いつも社会労働委員会ではそうだった、歴代の厚生大臣もそうだったというふうになつておつたわけなんです。ところが実際にはなかなかそういかなかった。それで今擬制適用として、土建労働者の方に適用になつておるわけです。これは本適用になるような条文は非常にむずかしいかもしれないけれども、社会党に一つ条文があります。これをもとにして一つ御研究下さるというふうな前の厚生大臣はなつております。それを法的に適用する道を御研究になっていただきたい。

それからもう一つは、現在の擬制適用を、山林の労働者とか農林工とかつき添い婦とか、またその他の似たような業種の人が健康保険がなくて非常に気の毒な状態にございします。これを国民健康保険へという厚生省のお考え方

もあるでしょうけれども、国民健康保険法では、今のところ本人が十割という給付に達しておりません。それから使用者が半額負担するという条件もございませぬ。それから傷病手当金という条件もない。ですから労働者である以上、これはあくまでも健康保険の様式に従った日雇い労働者健康保険法を適用すべきものだと考えるわけです。そういう点について実質的に拡大の道を開いていただきたいと思うわけでございますが、それについて厚生大臣の御答弁を願いたいと思います。

○堀本国務大臣 八木さんさっきから労働省に御質問になったけれども、政府委員には方針のことは無理だと私は思うのです。方針に關することはやはり大臣としての責任だと思います。そしてことに労働者に対する問題は、労働省だけがやることではなくて、実は私の方もおしかりをちょうだいしておるのだと思つて、私は十分考えておつたようなわけです。従いまして、両省の間に、ともに一方は社会保障の観点から、一方は労働者自身の実際の生活の改善、向上という点から、単に保険の問題だけで共同戦線を張るというふうなことを考えるのではなくて、全部として、私も当然責任として考えてみたいと思います。

なお、最後に適用の範囲の問題であります。この問題につきましては、さらに一そう研究を進めてみたい、こういうふうな考えであります。

○八木(一男)委員 そうすると、擬制適用などを拡大する道を実質的に考えていただいで実施していただけるわけですね。

○堀本国務大臣 八木さん、何でもあ

なたの言う通りにするように答弁しなくちゃお氣に召さぬでしょうが、私の従来の政治行動——ことに日雇い労働者健康保険の状況から見ても、今この問題非常にむずかしい問題であることはあなただよ御承知のところでありまして、今後十分研究して参りたいと思ひます。

○八木(一男)委員 厚生大臣に御質問いたしますが、今の厚生大臣が日雇い労働者健康保険法をよくするために非常に熱心におやりになつた点は私も御熱意を認めたいと思います。しかしながら大蔵省なりが非常に頑迷固陋であり、それから労働省が協力が足りなくてそれが十分にいかない点については非常に遺憾であるわけでありまして、これから大いにやつていただく御決意をさつき披瀝していただきましたので、この案には別な態度をとりまして、とにかく厚生省が一先懸命これから取っ組んでいかれるという御決意に対しては敬意を表します。それでそれを言葉だけでなしに、早く実行していただきたいと思ひます。

それからもう一つ、この前申しましたけれども、社会保障制度審議会の答申並びに勧告は、これは内閣を縛るものでございしますから、厚生大臣は、大蔵大臣や何か首を横に振りましてときにそれを大きな力となさいますして、必ずそのことが早く進むようにやつていただきたいと思ひます。その強い御決意を最後に披瀝していただきたいと思ひます。

○堀本国務大臣 これは八木さん御承知だと思ひますが、私も中央労働委員会の委員をし、仲裁裁定の委員をして衆議院に参考人として参りましたことも数度ございします。従いまして私の政

治行動をごらん願えば、終始一貫労働者のために、やはり私自身が尽すことが一つの政治上の大きな目標の一つだと思ひます。それはひとり日雇い労働者健康保険に限りますが、日雇い労働者健康保険に對しましては、私も八木先生と相呼応いたしまして、十分努力するつもりでございします。

午後五時二十分散会

〔参照〕  
医師等の免許及び試験の特例に關する法律の一部を改正する法律案(野澤清人君外七名提出、衆法第一四号)に關する報告書  
〔別冊附録に掲載〕